

西ドイツの新農地整備法

——一九七六年改正条文および改正理由——

田 山 輝 明 訳

翻訳にあたって

この翻訳は、西ドイツ新農地整備法の全文と改正理由である。当改正法は一九七六年三月一六日付で公布され、同四月一日から施行されている。旧法は一九五三年六月一四日の農地整備法（連邦法律官報第一部第五九一頁以下）である。翻訳にあたっては、法文の原典として、連邦法律官報一九七六年第一部五四六頁以下および改正理由については連邦下院の議会提出資料 *Bt-Drucksache* 七／三〇二〇頁以下を基本として、下院の食糧・農林委員会における修正理由（連邦下院の議会提出資料

七／四一六九）をも参照し、これに基づいて若干の添削を施し、その旨注記した。西ドイツでは制定もしくは改正理由 *Be-gründung* は、法律案に添付されるだけであるから、議会で修正を受けた場合には、右のような添削作業が必要となる。

私の翻訳作業にあたって助言を惜しまれなかったゲッチンゲン大学農業法研究所の上級専任講師 *Dr. Wolfgang Winkler* 氏と資料を提供してくれた連邦食糧農林省参事官の *Min.-Rat Dr. Friedrich Quadrig* 氏に感謝すると共に、本翻訳は *A.v. Humboldt-Stiftung* の奨学金によるものであることを付記しておく。

なお、拙稿「戦後西ドイツ農地整備法制の展開」（早稲田法学五二巻一・二合併号）をあわせ参照されることを希望する。以下は翻訳技術上の約束である。

一、条文の「見出し」は Kroeschell, K., Landwirtschaftsgesetz II, München と Steuer, R., Flurbereinigungs-gesetz, München を参照して付けた。

二、〔……〕は、条文の「見出し」以外の場合には、旧法（一九五三年法）の内容であり、新法では削除されていることを意味している。

三、改正理由の原文において「現行法」となっている場合には、新法が施行されているので、「旧法」と表記した。de lege lata についても同様の配慮をした。

四、旧文言に新文言が追加されるだけの場合には、新文言に傍点を付しておいた。旧法の項全体が廃止されて、新項と入れ替わる場合には、旧項全体を〔……〕内に入れ、その後新項を配した。新項が新たに起こされた場合には項の上に「新」を記した。当該項もしくは号（例えばG）がその前の項もしくは号（例えばf）の廃止によって繰り上がる場合にはG↓（f）と表記した。

五、項がさらに段に分れている場合には、その表現は原文にこだわらず翻訳の結果に従っている。

農地整備法改正案および理由書

改正理由・総則

一、一九五三年に可決された農地整備法は、当時までもっぱら国内的に推進されてきた農業政策に対応して、本質的には農業生産の向上と輸入依存の減少およびそれと結合される外貨の節約を目標としていた（連邦下院の議会提出資料三三八五号制定理由参照）。しかしながら一方では、農林業において強力に導入された機械化と技術の発展とにより、かつ他方では農業部門におけるヨーロッパ市場規則の発効により、この目標はますます背後に退いた。農業政策の各個別経営に関する目標は今や主として、農林業における生産および労働条件の改善であり、かつ農村住民と経済的全平均との収入格差の減少をもたらすと同時にヨーロッパ経済共同体におけるドイツ農業の競争力の増大をもたらすべき経営の創造である。この目標設定は、一九六九年五月一二日の基本法の改正に関する二二番の法律（財政改革法）（連邦法律官報第一部三五九頁）と一九六九年九月三日の「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課題に関する法律（連邦法律官報第一部一五七三頁）（以下では農業構造等改善共通課題法という）として具体化した（農業構造等改善共通課題法第一条一項一号参照）。これらの点は、本来農地整備にとって

重要な課題とされていた農林業生産の向上とはもはや一致しない。

二、農林業における構造変化によって（一九七三年度農業報告―連邦下院の議会提出資料七／一四六、七三頁参照）、農村空間における機能変化が生じた。農林業生産は全農村空間の部分機能にすぎない。

―農村の人口構造はますます都市の人口構造に近づいていく。

―農村の耕地および緑地は、あちこちで自然や風景と結びついた余暇利用や保養に役立っている。

―環境負担 *Umweltbelastungen* の増大に直面して、自然の生存基盤、とりわけ空気と水に対する生態学的調整空間としての重要な意義が農村空間にとってふさわしいものとなっている。

―ますます多くの農地面積が建築または営業用のために、交通・扶助・スポーツ・自然形成の施設のために、およびその他の公共目的のために利用されるであろう。

その地域の構造に従って、これらの様々な機能が相互にからみ合い、利益の衝突に導くことも珍らしいことではない。

それに従って、農業政策は農村の人間にとって複雑な政策となった。農業政策は包括的であり、狭義の農業構造の改善には

限定されていない。農業政策のこの新しい方向づけは、農村の構造政策 *Strukturpolitik* の一つの中心的手段としての農地整備に影響を与えた。農地整備にさいしては、とくに農村空間における用地に関する多層的な利益が、充分に考えぬかれた土地秩序によって調整されるよう配慮されなければならない。それ故、農地整備は、将来、都市の周辺地帯の利用関係の秩序をも含まなければならないであろう。

農地整備官庁は、利益調整の意味で農林業上の利害と、様々な生活範囲における非農業的要求とを相互に結合しようと努力するさいに、法的限界に行き当たった。農村の事態に即した発展のために、農地整備法のもっている可能性を引き出すべく、農地整備官庁への造成委託の範囲は、判例によって広範に認められるに至っているが、それにもかかわらず法律的説明が絶対に必要である。そこで旧農地整備法第一条の基礎となっている農村空間と農業空間との統一という仮定はもはや維持されえない。農地整備の手段は、農村空間秩序内において、農業土地秩序の方策が根本的には重要でない場所にも導入されなければならない。

三、農地整備法の発効後に生じた法的発展は、広範囲において、農地整備の施行にかかわりをもっている。

(a) 一般行政法の範囲内において、行政裁判所令およびそれに

相応する各ラントの施行法令によって、統一的な法律上の救済手続が導入された。行政裁判所令第一九〇条一項四号により、農地整備法自体は影響を受けないが、農地整備法第一四二条が部分的に改正されることが確認されている。

(b) 空間秩序法およびラントの空間秩序法（連邦の空間秩序法および各ラントの空間秩序に関する法律）は、農村空間に本質的影響を与える農地整備の如き施策に包括的な影響を与えている。

(c) 都市の建設関係土地法（連邦建設法、建築物利用令、都市建設促進法）は、都市建設の計画とその確保と施行に必要な法的処理の規定を有しており、農村をも対象としている。このことから、主として農村の再開発に没頭している農地整備との一連の接点が生じてくる。

都市建設促進法第四章は、都市建設の措置と農業構造の改善措置との関連について明確な規定を含んでいる。

(d) 道路法（連邦遠距離道路法および各ラントの道路法）、水法（水財政法および各ラントの水法）は、農村構造と不動産所有者の所有および経済関係へ著しく介入しうるための法的基礎を含んでいる。

(e) 自然保護育成法（自然の保護・育成に関する法律草案八連邦下院の議会提出資料七〇／八八六）が、連邦政府の手によ

て獲得された基本法七四条による立法権限の履行のために連邦下院に提案されている。多くのラント法が用意されている）は、自然財政 *Naturhaushalt* の負担増大を抑圧し、自然を発展させ、その機能を復活させることを目標としている。農地整備法はこれらの法の発展に適応されるべきであろう。

四、農地整備法の適用をめぐって大量の判決が下された。これらは、一方では数多くの裁判において——ちゅうちょしつつも——農地整備実務の発展を支援した。しかし多分では、それらは農地整備を農村空間における秩序施策として法的疑問なしに理解しうるようにするために、農地整備の法的限界を明らかにし、法律改正の必然性を指摘した。

五、法律草案はその大要において次のような規制を定めている。

(a) 農地整備は様々の利用要求を利益調整の枠内で従来よりも良く規制しうるために、農村の構造変化によって生じた諸条件の変化に適応されるべきである。そのさい、農林業上の利益、一般的土地整備改善施策上の利益ならびに農村の発展 *Ländertwickelung* が同格的意義を持つている。『農地整備』という概念は、したがって、新たに定義され（第一条）、今や第三七条による農地整備官庁の造成委託との明確な関連を含んでいる。

(b) 「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課題（同法第一

条二項)の一部である農業構造に関する準備計画は、農地整備手続と迅速整理統合手続の命令と実施に関する指導的な決定補助 *Entscheidungshilfe* として法律的に定着されるべきものである(第三八条、第九九条第三項)。その結果に対する配慮義務が、都市建設の健全化・開発措置に関する都市建設促進法第六四条第一項においてすでに規定されてるるのであるからなおさらである。

(c)参加者組合の理事の選挙に関する規定の改正により、理事が参加者組合の課題を事態に即しつつ配慮することができるとの前提条件が確保されるものとする(第二一条、二三条四項、五項、第二六条)。

(d)農地整備の統合性が増大した結果、参加者組合は、手続の担手としてはしばしば非経済的なものとなり、かつ農地整備をできる限り効率よく実施するについても、不十分なものとなっていることが珍らしくない。この理由により参加者組合は、連合体に結集することができるものとされている(第二六条aから第二六条e)。これにより、とりわけ金銭出納の一本化、組合施設の有利な費用での修理と保存および早期の土地取得により手続の経費節減と簡略化が期待されうるであらう。その結果、企図されるべき農地整備手続についても準備作業が可能となるであらう。

(e)自然保護のための随伴計画を有する道路および河川計画の確定(第四一条)は、純粹な計画確定についての連邦遠距離道路路法の計画確定権——それはとくにその他のすべての必要な公法上の *Genehmigungen, Verleihungen, Erlaubnisse, Bewilligungen, Zustimmungen* および計画確定に代替するものである——を模範として起案されている。

(f)農地整備手続における補償請求権と連邦建設法第四章による区画整理手続における補償請求権とがその時々々の権利者の同意により相互に交換されうるための法的前提条件が造られるべきである。農業用地は、建設用地に対する価値関係において譲渡され、逆も可能である(第四四七項)。農地整備における建設用地に対する価値調査手続は、一般土地評価法に適應させられるべきである(第二九条)。

(g)自然の保護と育成の必要が、農村空間の保養機能および生態学的調整機能を考慮して、より強力に前面に押し出される。

(aa)自然の保護・育成措置ならびに自然形成措置は将来道路および河川計画についての特別の随伴計画が立てられ、これによって確定されるべきものとする(第四一条一項)。

(bb)水利経済に関する計画については、自然保護・育成の専門家の意見を聴取するものとする(第三七条三項)。

(cc)簡易農地整備手続、迅速整理統合手続および任意の土地

交換は自然の保護・育成措置を支持する旨の明確な委任を含むべきものとする（第八六条、九一条、一〇三条 a）。

(h) 任意の土地交換手続の法的規制によって、手続がより速く、より簡単にはかどるようになるであろう。任意の土地交換は、従来通り、交換当事者によってなされる。ただし、農地整備官庁が手続を指導すべきである。なぜならば、その点については大変不適切な民法上の法規ではなく、農地整備法の不動産交換の簡易化された手続規定が適用されるからである（第一〇三条 a から第一〇三条 i）。

(i) 大規模な農地整備手続の終了は、手続区域の区切られた各部分ごとに迅速整理統合手続と任意の土地交換がなされること（第一〇三条 j）によって速められるべきである。迅速整理統合手続は、手続区域の各部分について任意の土地交換と結合されうることによって、追加的に加速されるべきである（第一〇三条 k）。

六、連邦は、農業構造等改善共通課題法に従い、基本計画と処分可能な財政手段により、農地整備の財政的促進に協力する。農地整備が内容的に変更される場合には、連邦、ラントもしくは市町村は追加費用を負担しない。農地整備は、「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課題の資金によって、その措置が主として農林業における生産労働条件の改善に役立つ限

りにおいて、財政的に促進される。農地整備が農業構造の政策以上に、一般的土地整備改善施策と農村の発展の促進を目標にする限りにおいて、法律草案は、財政的効果が参加者組合のもとにはなく、その他の担当者のもとに発生するような措置を指示している。この措置は農地整備手続によって包括され、かつその土地整理措置 *Bodenordnungsmaßnahmen* によって助成されているが、「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課題の実施のさいの財政的助成をいまだ経験していないのである。これは、とくに農地整備によって可能にされもしくは容易にされる限りにおいて（上記五、(g) 参照）自然保護および自然育成措置について妥当する。したがって基本法第九一条 a の規定と農業構造等改善共通課題法の規定は影響をうけない。農地整備の命令前の土地調達との関連において発生する費用（第二六条 d）は、農地整備における用地の換金によって調整される。参加者組合の連合会への結集によって、手続費用が節約される。任意の土地交換の法律による規制によっても、費用が節約される。なぜならば、公証のための費用および測量費用が、農業構造改善等共通課題法による助成の枠内において、もはや支払われなくてもよいからである。そのほか草案に規定されている規制は、追加費用の原因とはならない手続法および計画法上の種類に属するものである。

第一章 農地整備の基礎

第一条〔農地整備の概念および要件〕

〔農林業生産の促進および一般の土地整備改善施策 *allgemeine Landeskultur* を促進するために、非経済的形態の、もしくは分散化した農村土地所有は、近代的な経営経済的観点に従って、統合され、経済的に形成され、その他の土地改良施策によって改善される（農地整備）。〕

新第一条

農林業における生産および労働条件の改善のため、ならびに一般的土地整備改善施策および農村発展の促進のために、農村の土地所有は本法に従った施策により、新たに秩序づけられる（農地整備）。

△改正理由▽

旧法第一条の文言は、帝国耕地整理令第一条に最もよく相応している。旧法第一条は、したがってドイツの農業をできる限り輸入に依存しないようにするために、農林業生産の向上だけを要請している。このような農地整備の理解は、農林業における構造変化と一般農業市場における変化に起因する農地整備の課題設定の変化にもはや相応しないであろう。第一条の新たな公式化にさいしてはそれを考慮すべきである。

(a) 「農林業における生産および労働条件の改善」は、「農業

生産の促進」に対して、農地整備の範囲内における農業用土地秩序は、単に生産能力の向上だけでなく、農林業経営の経済性と競争力の方向にも向けられなければならない、ということを確認にしている。生産の向上に代って、生産性の向上が促進される。前記の改正は、さらに農業構造等改善共通課題法第一条第一項一号の文言にも相応している。

(b) 一般的土地整備改善施策を促進すべき農地整備の課題は維持されている。ただし、そのさい、最近一〇年間において一般的土地整備改善施策の概念が内容的に変化したということを考慮すべきである。この間、文献によってこの概念変化が明らかにされている (Bohne: 「時代の変化における土地整備改善施策」農業に関する報告四九卷一九七一・三／四号三九三頁参照)。最上級審裁判官の判例における「一般的土地整備改善施策」の概念も、(連邦行政裁判所一九七二年一〇月一七日の決定—VB 4, 72—雑誌「農業法」一九七三・八六頁) また農業用地の収益性とその確実性の効果残存的向上には限定されていない (Steier, R. 「農地整備法コメンタール」第二版一九六七第一条注四)。その代りに、農村の生態学的調整機能を特に考慮したうえで農業構造の改善と自然育成との間の緊密な結合が十分にみられる。「土地整備改善施策」概念のこの内容規定は、最も最近ではバーデン＝ヴュルテンベルクのラント法である一

九七二年三月一四日の農業および土地整備改善施策法に現われている(ラント官報七四頁)。「土地整備改善施策」の概念は、それによれば農林業に利用され、保存されている自然を確保すべき努力に基づくすべての経済学的・生態学的観点を含んでいる。文言においては変化していないが、その内容において変化した第一条の「一般的土地整備改善施策」の概念もまたこの意味において理解されるべきものである。

(c) 農地整備は、それ以外にも農村の発展に寄与すべきである。農村においては、機能に反しかつ計画に反した土地利用および農村の構造変化を本質的理由として生じた多層的な利益錯綜がしばしば見出される。このような発展は都市の周辺にまで及んでいる。調整と考慮とを必要とする土地 *Grund und Boden* に関する様々な請求権が生じている。これらの利益および請求権の調整を規制することが、農村の居住、経済および保養機能の保持および改善ならびにそれによる都市区域外の生活関係の促進と継続的改善のための基礎を成している。これは同時に農村発展を内容としている課題の履行を意味している。この課題は、農地整備の計画的、調整的、土地調整的活動によって促進されるべきである。

(d) 農地整備の課題設定の変化からすれば、農地整備施行の必要性を所有の分散と不動産の非経済的形態のうちにのみ見るこ

とは正当ではない。経営経済的観点から、分散化した、かつ非経済的形態の土地所有の統合が必要である限り、それは第三条第一項四号において新たに形成される任務の文言によって考慮される。

(e) 第一条と第三七条とが緊密に結合されることによって、当規定に含まれている「分散化した土地所有は近代的な経営経済的観点によって統合され、経済的に形成され、かつその他の土地改良的手段によって改善される」という語句は不要のものとなる。

(f) 第一条における「本法に従った施策」という語句を引用することによって、農地整備の施策がその法的支持を農地整備法自身のうちには有すべきであるということが明らかにされている。主たる規定は第三七条一項である。

第二条 「農地整備手続、農地整備官庁」

(1) 農地整備は、一定の区域(農地整備区域 *Fürheringungsgebiet*) 内において、官庁の指導する手続により、関係土地所有者の全体および公的、利益の担手ならびに、農業職能代表(一〇九条)の協力のもとに実施される。

(2) 農地整備の実施は、各ラントによって、特別緊急施策として推進される。各ラントはいづれの専門官庁を農地整備官庁お

よび上級農地整理官庁とするかを決定し、かつその事務管区を決定する。

(3) ラントの最上級官庁は、本法により上級農地整備官庁に帰属している権限を、農地整備官庁に委譲することができる。」
(3) ラントは、本法によりラントの最上級農地整備官庁に帰属している権限を上級農地整備官庁に委譲することができる。ラントは、さらに本法により上級農地整備官庁に帰属している権限を農地整備官庁に委譲することができる。ただし、本項は第四一条三項および第五八条三項による権限については、適用されない。

新(4) ラントは、本法によって農地整備官庁に帰属している任務と権限を上級農地整備官庁に委譲することができる。

ハ改正理由V

第一項について、

農地整備は農業上の利害に関する十分な目標設定を追求しなければならぬという事情を考慮した結果、公的利益の担手の参加が認められている。農地整備手続の過程において生じてくる利害と要求の多様性と多層性にかんがみて、土地所有者と農業職能代表のみの協力ではもはや代替されうるとは考えられない。

第三項について、

西ドイツの農地整備法

ラントの最上級農地整備官庁に帰属している権限を上級農地整備官庁に委譲することのできる権限をラントに付与したことは、まず第一に負担軽減に役立ち、かつ、各ラントに存在している農地整備行政の様々な組織に基づく実質的な必要性を考慮している。ただし書の変更と四項の新設は、第四一条の変更に対応するものである。

ハ訳注V政府案には四項はなく、三項ただし書も「第四一条四項および第五八条三項による委譲は、自然保護のための随伴計画(第四一条一項)を有する道路および河川計画および農地整備計画(第五八条一項、二項)の作成が第一八条二項によって参加者組合に委譲されることを前提とする」となっていた。

第三条〔農地整備官庁の土地管轄〕

(1) 農地整備については、当該管轄区域内に農地整備区域を有する農地整備官庁が土地管轄権を有する。上級農地整備官庁は、特別な場合には、土地管轄を有する農地整備官庁以外の者に委任することができる。上級農地整備区域が他の上級農地整備官庁の管轄区域に存する場合には、農地整備について管轄権を有するラントの最上級官庁が管轄権を有する農地整備官庁および管轄権を有する上級農地整備官庁を決定する。

(2) 農地整備区域が複数の農地整備官庁の管轄区域にわたる場

合には、管轄権を有する農地整備官庁は、上級農地整備官庁によって決定される。〔上級農地整備官庁は、特別な場合には、土地管轄権を有する農地整備官庁以外の者に委任することができ。〕

(3) 農地整備区域が、複数の上級農地整備官庁の管轄区域にわたる場合には、管轄権を有する上級農地整備官庁は、最上級農地整備官庁によって決定される。異なったラントの農地整備官庁が管轄権を有する場合には、農地整備について管轄権を有するラントの最上級官庁は、管轄権を有する上級農地整備官庁を相互の協調のもとに決定する。

△改正理由▽

第一項について、

土地管轄権を有する農地整備官庁以外の者に委任すべき上級農地整備官庁の権限は、第二項第一段の場合にのみ与えられるわけではない、ということが改正によって明らかにされた。土地管轄権を有する者以外の者への委任は、さらに、地理的事情もしくは農地整備官庁の人員配置を理由として、または一定の手続方法についての地域空間上の重要性を理由としてもなされる。第三段の規制は、複数の上級農地整備官庁が存在する場合にのみ適用される。

第二項について、

第二項第二段の削除は第一項に関する改正から生じる。
第四条〔農地整備の命令〕

〔上級農地整備官庁は、農地整備のための前提条件と参加者の利益が存在すると考える場合には、農地整備を命じ、農地整備区域を確定する。農地整備官庁は、農地整備決定に基づいて命令する。決定には根拠を付するものとする。〕

新第四条

上級農地整備官庁は、農地整備が必要であり、かつ参加者の利益が存在すると考えるときは、農地整備を命令する（農地整備決定）。決定には理由を付するものとする。

△改正理由▽

第一段の改正によって、農地整備命令のための前提条件が具体化された。これによって、農地整備官庁は、農地整備の課題設定の変化との関連で必要と思われる深遠で広範な利益較量を、確実に行なうことができるようになる。旧第二段は、新第一段の（ ）内の文言によって不必要となる。

第五条〔参加者への説明および各部署からの意見聴取〕

(1) 農地整備の命令の前に、参加の見込のある不動産所有者に対し、適切な方法で、予定費用を含む農地整備手続の計画について詳細に説明するものとする。

(2) 農業職能代表、管轄権を有するラントの企画官庁、市町村

および市町村連合ならびに農業について管轄権を有するラントの最上級官庁によつて決定されるその他の機関および官庁は、意見を聴取されるべきである。

(3) 連邦、各ラント、各市町村および市町村連合の官庁ならびにその他の公法上の団体は、農地整備予定地域に関連する計画が企図されているか、もしくはすでに存在しているか、およびいかなる規模であるのかということについて、申請あるときは、農地整備官庁に遅滞なく通知しなければならない。]

(3) 連邦、各ラント、各市町村および各市町村連合の官庁ならびにその他の公法上の団体は、計画された農地整備手続について報告をうけるものとする。これらの官庁および団体は、予定されている農地整備区域に関する計画が企図されているか、もしくはすでに存在しているか、およびいかなる計画であるのかということについて、遅滞なく農地整備官庁に報告しなければならない。

△改正理由Ⅴ

農地整備の成果を長期間確保するためには、官庁および公法上の団体が計画された農地整備手続について報告を受け、これらの各部署が予定されている農地整備区域に関連する全計画を遅滞なく報告することが必要である。なぜならば、諸計画は、しばしば用地請求権と結びついているからである。さらに改正

は、第二条第一項における改正の必要的補充としての意味を有している。

第六条 「農地整備決定の内容」

(1) 参加者組合（第一六条）の名称および所在地は、農地整備決定の重要部分 in dem entscheidenden Teilにおいて、確定されるものとする。「農地整備が直ちに施行される場合には」未確認の権利の申告要求（第一四条）および利用変更に関する諸規定（三四条、第八五条五、六号）は決定の重要部分に記入される。

(2) 決定の重要部分は公示されるものとする。

(3) 理由の附された決定は、関係不動産の存在する市町村（農地整備市町村）において、かつ必要な場合には（第一一〇条）、隣接市町村において、公示後二週間、参加者の閲覧に供するため縦覧に供されるものとする。この点は、公示において指示されるものとする。

△改正理由Ⅴ

「農地整備が直ちに施行される場合には」という語句は必要ではない。なぜならば、第二段のその他の文言が充分な裁量の余地を与えているからである。

第七条 「農地整備区域」(改正されず)

(1) 農地整備区域は、一つもしくは複数の市町村または市町村の一部を含むことができる。農地整備区域は、農地整備の目的ができる限り完全に達せられるように定められなければならない。

(2) 農地整備区域に存在するすべての不動産は農地整備区域に属する。ただし、その不動産が明確に除外されている場合はこの限りではない。

第八条 「農地整備区域の変更」

(1) 農地整備官庁は、農地整備区域の小規模な変更を命ずることができる。第四条〔三〕二段が準用される。当該命令は公示を必要としない。命令は変更に関係する不動産所有者に通知されるものとする。

(2) 著しい変更については、第四条、ないし第六条の規定が適用される。

新(3) 新上級農地整備官庁は、施行命令に至るまでは、農地整備区域を複数の農地整備区域に分けることができる。第四条二段および第六条二項および三項が準用される。

△改正理由▽

第一項について、

改正は、第四条に関する変更から生ずる。

第三項について、

この補充は実務上の必要に相応している。たとえば、作業範囲を著しく拡大し、もしくは農地整備の完結時に影響を与えるような他の計画担当者の計画が補充的に確認され、考慮されるべきである場合には、農地整備手続において規定されている新しい法律状態の発効までに、分割が可能でなければならぬ。これによって手続は各部分ごとに順次にかつそれぞれ独自に処理される。

第九条 「手続の中止」

(1) 農地整備が後発的事情のために合目的でないと考えられる場合には、上級農地整備官庁は、手続の中止を命ずることができる。第四条〔三〕二段、第五条一項、二項および第六条二項および三項が準用される。

(2) 農地整備官庁は、整然とした状態への復旧および既発生費用の補償を、必要な場合には公金の出費によって配慮する。

△改正理由▽

改正は第四条の変更から生ずる。

第二章 参加者とその権利

第一節 各関与者

第一〇条〔関与者〕

農地整備手続には次の者が参加する（関与者）。

1 農地整備区域に属する不動産の所有者（は参加者として。地上権者は所有者と対等の資格を有する。）ならびに、所有者と対等の資格を有する地上権者は参加者として。

2 次の者は補助的関与者として。

(a) その管轄区域に農地整備手続に関連する不動産が存在している市町村および市町村連合。

(b) 共同のものしくは公的施設のための土地を取得し（第三九条、第四〇条）もしくはその境界が変更される（第五八条第二項）その他の公法上の団体。

(c) 農地整備区域と場所的に関連を持ち、農地整備区域に影響を及ぼしこれによって影響を受ける水利および土地連合会。

(d) 農地整備区域に属する不動産に関する権利もしくはかかる権利に関する権利を有する者またはかかる不動産の占有もしくは利用について権利を与え、またはかかる不動産の利用を制限する人的権利を有する者。

(e) 第四五条第一項二段による施設の維持義務者

(f) 新しい法律状態の発生までに第五四条および第五五条に

西ドイツの農地整備法

より新しい不動産を取得した者（第六一条二段）。

(f) 第五四条、第五五条による新不動産の取得者。]

(g) ↓ (f) 農地整備区域に属しない不動産の所有者であつて、維持費用もしくは実施費用を課せられ（第四二条三項、第一〇六条）もしくは農地整備区域の境界に堅固な境界標を設置するために協力しなければならぬ者（第五六条）。

△改正理由▽

旧文言の第一〇条二号(e)の削除は、第四五条一項二段の部分の削除から生ずる。

第一〇条二号(e)の新文言は、旧(f)が改正されたものである。この改正は第一九条との法的関係において見られるべきである。それによれば、参加者組合は、参加者に分担金を求めることができる。農地整備計画において規定されている新しい法律状態の発生後においても、実施費用が発生することがある——その費用負担はしかし参加者だけに求められ、かつ旧法によれば補助関係者は一〇六条の場合だけである——から、前述の改正によって、新不動産の取得者が第五四条および第五五条により、新しい法律状態の発生後においても、費用分担を求められることがありうるということが事態に即しているように思われる。

(f) について、
改正は編集上の帰結である。

第一条〔関与者の調査〕(改正されず)

農地整備官庁は、第一二条ないし第一四条に従つて、関与者を調査しなければならない。

第二条〔関与者の証明〕(改正されず)

関与者の調査については、土地登記簿の登記が基準とされる。不動産に関する所有権もしくはその他の権利を主張する者が、自ら所有者の如く占有し、もしくはかかる権利を行使している旨を、公の証書によつて疎明し、または市町村の証明書を提出する場合には、農地整備官庁は、手続上、これらの権利は立証されたものとみなすことができる。相對立する他の権利が農地整備官庁に申告されたときは、第一三条が適用される。

第一三条〔自主占有者、争訟〕

(1) 所有者が登記簿によつては明確でないときは、自主占有者が関与者とみなされる。

(2) 自主占有に争いがあるときは、農地整備官庁は、争訟の間中、権利者のために代理人を選任することができる。自主占有者が存在しないときにも同様とする。第一一九条二項および三項が準用される。農地整備官庁は、農地整備の実施のために必要な争訟物件に関する確定 *Festsetzung* を行なうことがで

きる。確定は関与者に公示され、農地整備手続において、関与者を拘束する。農地整備官庁が確定力を有する裁判所の裁判を確認する場合には、これに従うものとする。第六四条が準用される。

(3) 上級農地整備官庁および農地整備裁判所に提起された抗告 *Beschwerde* または取消訴訟が争訟に関連する場合には、上級農地整備官庁および農地整備裁判所(一三八条)は、第二項に定める権限を有する。

(3) 上級農地整備官庁および農地整備裁判所(一三八条)に提起された異議または訴訟が争訟に関連する場合には、上級農地整備官庁および農地整備裁判所は、二項に定める権限を有する。

(4) 一項ないし三項の規定は、不動産の占有もしくは使用の権限を与え、または、その利用を制限する物権について準用される。これらの権利が〔民法施行前から存在していた地役権(施行法第一八七款参照)のように―訳者注〕登記なくして不動産登記の公信力を破る場合にも同様とする。

△改正理由V

農地整備法の発効後に公布された行政裁判所令は、各ラント法の規制に替えて、第八章(第六八条以下)に統一的手続を導入した。これは、行政行為の合法性と合目的性とを同一の予備

手続 Verfahren において規定している。行政裁判所令の用語規制に従って、農地整備法におおつて Beschränkung といふ表現に代えて、今後 Widerspruch といふ表現が用いられるべきである（第五九条二項と四項に関する理由をも参照）。

△訳注▽以下においては、この点の改正は、異議とのみ表現する。

第十四条（未確認権利の申告）（改正されず）

(1) 第一二条および第一三条による調査を受けない関与者は、登記簿上明らかではないが農地整備手続に参与する資格のある権利を三ヶ月以内に申告するよう、公告によって要求される。

申告人 Anmeldeende は、農地整備官庁の要求により、官庁によって定められた期間内に、その権利を立証しなければならぬ。この期間を経過した場合には、以後申告人は手続に関与できない。

(2) 権利が第一項の期間を経過した後初めて申告もしくは立証された場合には、農地整備官庁は、従来の審議および確定を有効なものとするができる。

(3) 第一項の権利の所持人は、申告前に生じた期間経過の効力を、行政行為たる告示によって期間が経過させられた関与者と同様に、自己に対して有効なものとしなければならない。

(4) 第二項および三項の法的効力については、告示において指示されなければならない。

第十五条（権利の承継者）（改正されず）

農地整備区域に存在する不動産を取得する者は、登記簿への登記もしくは取得の申告までに実施された手続を自己に対しても有効なものとしなければならない。権利の取得によって関与者となる者についても同様とする。

第二節 参加者組合

第一六条（成立および法形態）（改正されず）

第一〇条第一号による関与者は、参加者組合を構成する。参加者組合は農地整備決定によって成立し、かつ公法上の団体である。

第一七条（監督、契約の認可および支払）（改正されず）

(1) 参加者組合は農地整備官庁の監督に服する。監督により、参加者組合が本法の目的と一致した行動をとることが確保されるものとする。

(2) 契約締結のためには、農地整備官庁の同意が必要である。農地整備官庁は、比較的重要でない契約の締結については、参

加者組合に一般的に権限を与えることができる。ただし、消費貸借の締結についてはこの限りではない。支払は農地整備官庁の同意によってのみなされうる。ただし、別段の定めあるときはこの限りではない。

第一八条〔任務〕

(1) 参加者組合は、参加者の共同の業務を処理〔しなければならない〕する。参加者組合は、とくに共同の施設を建設し、維持(第四二条)、かつ必要な土地改良を実施しなければならぬ。ただし、農地整備計画(第五九条)に別段の定めがある場合もしくは実施および維持が各関与者もしくは水利および土地利用連合会に任されている場合はこの限りではない。参加者組合は、さらに手続において確定された支払をなし、これを要求し、ならびに農地整備官庁に属しないその他の任務―農地整備を実施するのに必要な準備作業を含む―を履行しなければならぬ。参加者組合は、準備作業を適切な官署、Selten または専門家に委託することができる。

(2) 各ラントは、本法によって農地整備官庁に帰属している広汎な任務と権限を参加者組合に委任することができる。

(3) 参加者組合の行政行為に対する抗告については、農地整備官庁が決定する。』

(3) 参加者組合は、その業務とりわけ参加者総会の権限および選挙のさいの手続を定款によって規制することができる。定款は参加者総会に出席した参加者によって投票数の過半数によって決定される。定款は農地整備官庁の認可を必要とする。

△改正理由▽

第一項について

第一項の補充は、「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課の実施を配慮している。

農業構造改善等・共通課題法第一条第二項によれば、共通課題のための施策に必要な予備計画 *Vorplanung* は、共通課題の構成要素である。農業構造の予備計画の促進に関する諸原則は、共通課題の各時々の枠組計画(枠組計画については、連邦下院議会提出資料七/六一、一三頁参照)に含まれている。農業構造予備計画(第二段)の成果の評価が、一定の方策 *Masnahme* に関する決定に導く場合には、これは広汎な基礎調査によって深められるべきである(前述の諸原則第二・五―プロジェクトと結合された準備作業)。参加者組合による準備作業実施義務は、第一項の補充によって明らかにされた。

第三項について、
旧第三項の削除は、第一四一条および第一四二条の権利救済手続の新規制から生ずる。

△訳注V 一項四段および新三項は食糧・農林委（下院）にて追加。

第十九条〔参加者の分担金〕

(1) 参加者組合は、参加者から分担金として金銭（金銭分担金）、または物品、工作物 *Werk*、役務 *Dienst* またはその他の給付（物的分担金）を、費用（一〇・五条）が、参加者の利益に奉仕する限度においてのみ、徴収することができる。分担金は参加者によって新しい不動産の価値関係に使って支払われるものとする。ただし農地整備計画において別段の定めがなされている場合はこの限りではない。分担金義務の基準が未確定の場合には、農地整備官庁は、予納金徴収のための仮りの分担金基準を決定することができる。

(2) 特別な施設を実施するために著しく高額の費用（第一〇五条）を必要とする農地整備地域の部分については、農地整備官庁は、超過費用に応じて、参加者の分担金を増額することができる。

(3) 農地整備官庁は、明白かつ不公正な過酷 *Härte* を避けるために、特利な場合には、分担金徴収の全部又は一部を他の参加者の負担にすることができる。

△訳注V 一項の追加は、食糧・農林委（下院）にてなされた。

新文言は、「参加者組合の財政的義務を参加者の利益によって決定される必要な枠内に限定する、という農林業の意向に添ったもの」と説明されている。

第二〇条〔公的負担としての分担金（改正されず）〕

分担金義務および予納金義務は、公的負担として、農地整備区域に存在する不動産を基礎とする。ただし、各不動産は、算出された分担金および予納金のうちで、各不動産への配分額に對してのみ責任を負う。第四四条第三項第二段、第五〇条二項一段および第五一条二項についても同様とする。

第二一条〔理事会〕

(1) 参加者組合は、若干名の構成員から成る理事会を有する。農地整備官庁は、構成員の数を決定する。

(2) 理事会の構成員は、選挙期日に出席した参加者の投票数の過半数によって選挙される。各参加者は一票を有する。農地整備官庁は、公告によって選挙期日に招集し、選挙を執行する。〕

(2) 農地整備官庁は、公告によって選挙期日に参加者を招集し、選挙を執行する。

新(3) 新理事会の構成員は、選挙期日に出席した参加者または

全権受任者により選出される。各参加者および全権受任者は一票を有する。複数の共同所有者は一参加者とみなす。最高数を獲得する者が選出される。

(3) ↓ (4) 選挙が期日に成立せず、新選挙期日が何らの成果をも期待できない場合には、農地整備官庁は農業職能代表の意見を聴取して理事会の構成員を選任することができる。

(4) ↓ (5) 理事会の各構成員ごとに、一名の職務代理が選出され、もしくは選任されるものとする。

(5) ↓ (6) 農地整備区域が著しく変更されるときは(第八条二項)、農地整備官庁は、理事会の構成員および職務代理が解任されもしくは選出(選任)されるべきか否か、かつその範囲如何を決定する。

(6) ↓ (7) 各ラントは、理事会の組織および構成について別段の定めを置くことができる。

ハ改正理由 ↓

第二項について、

第二一条二項の現行の文言は、実務においてしばしば解釈上の困難をもたらした。二項二段の従来の内容は、参加者だけが選挙期日に招集されるということが明らかにされたうえで第二項の唯一の内容になる。

第三項について、

選挙手続の新規制によって、まず投票権行使のさいの法律行為の代理、さらに従来から文献において争われていた (Steller, F., 前掲書第二一条註四参照) 共同所有者の地位が法律によって規制されるべきである。投票のさいの多数関係も明らかにされるべきである。投票は次のように簡素化されるべきである。疑わしき場合にも、二回以上の投票は必要ではなく、候補者提案 Wahlvorschläge に対して投ぜられた票の順序に従って選任者の順位も確定されるべきである。

第三項から第六項について、

改正は第三項の新設によって生ずる。

第二一条 (参加者総会・定款)

(1) 理事会は参加者を総会に招集することができる。参加者の三分の一もしくは農地整備官庁が要求するときは、理事会は総会を招集しなければならない。

(2) 参加者総会は、議題につき理事会の意見を聴いたうえで態度決定をすることができる。態度決定は、理事会がこれに従う意思を持たない場合には、農地整備官庁に通知されなければならない。理事会は、請求あるときは、参加者総会に対してその活動および手続の現状について報告しなければならない。

(3) 参加者総会の権限および選挙の手続は、定款によって規

定される。定款は総会に出席した参加者により、投票数の過半数をもって決定される。定款は農地整備官庁の認可（Generalizing を必要とする。）

△訳注▽三項は食糧・農林委（下院）で削除。新一八条三項参照。

第二三条（理事会構成員の拒否および解任）

(1) 参加者総会は、出席した参加者の過半数により後任の理事会新構成員および職務代理を選出し、これをもって、理事会の構成員もしくは職務代理を解任することができる。総会には少なくとも参加者の半数が出席していなければならない。

(2) 各ラントは、第一八条二項を適用する場合には、理事会構成員もしくはその職務代理の解任につき、農地整備官庁の同意（Zustimmung）を要件とすることができる。

(3) 農地整備官庁は、農業職能代表の意見を聴取して、不適当な、もしくはその義務を怠る理事会の構成員、もしくはその職務代理を拒否または解任することができる。この場合には、理事会も農地整備官庁に対して異議を提起することができる。

新(4) 拒否もしくは解任された理事会の構成員もしくは職務代理は、再任されることはできない。

新(5) 理事会が構成員もしくは職務代理の辞任によってもはや

西ドイツの農地整備法

決議能力がない場合には（第二六条二項）、農地整備官庁は、農業職能代表の意見を聴取して、適切な者を任命することができる。この者が辞任した理事会構成員の権利義務を、新構成員の選任まで、代行する。選挙は遅滞なく実施されるものとする。

△改正理由▽

第三項について、

第一三条および第五九条二項と四項の改正理由参照。

第四項、第五項について、

理事会は、参加者組合のために法律行為をし、第一八条以下によって参加者組合に帰属している権利義務を実行し、同組合に課されている任務の履行について能力を有する機関である。理事会の迅速かつ活動的な法律行為能力が保障され、それによ

って理事会（または参加者組合）とこれを監督をし、手続の執行をする―農地整備官庁との間の法律の意味における適切な協調が保障されるためには、理事会が農地整備を活発に推進する専門家によって占められることが大切である。第二三条三項にも規定されている不適格性または義務違反が生じる場合にはこれが問題になる。従来の第二三条三項は、参加者組合の作業能力を確保すべきものである。しかしながら、これらの規定は、理事会の構成員またはその職務代理の拒否もしくは解任が再選を手段とする参加者の度を過ぎた抵抗によって無に帰せし

一六五

められる場合には、不十分である。新しくかつできる限り継続的な参加組合の機関としての理事会の作業能力は、第四項の新規定によって保護される。新第五項の規定も同一目的に奉仕する。

第二四条 「理事会構成員の名譽職的活動」(改正されず)

理事会の構成員およびその職務代理は、名譽職的に活動する。農地整備官庁は、これらの者にその時間の逸失と費用に対して補償が支給されるべきか否か、およびその額を決定する。補償は参加者組合が支払う。

第二五条 「理事会の職務執行、仲裁手続」

(1) 理事会は参加者組合の業務を担当する。第一八条二項の規定により参加者組合に委任された任務の担当もまた理事会の責務である。

(2) 理事会は農地整備官庁により、農地整備事業の進捗について報告を受け、重要な共同の業務について意見を求められ、協力を求められるものとする。

(3) 各ラントは、参加者組合の理事会の決定に対する抗告のために仲裁手続を設け、その実施の全部または一部を専業農業者 *hauptberufliche Landwirten* に委任する(「*Landwirte*」)。

△訳注▽政府草案には新三項があつたが、食糧・農林委(下院)で削除。草案では、旧三項と同趣旨の文言のあとに「第一四一条二項二号による権利救済手続は排除されえない」ということが明らかにされていたが、「実務上の意義なし」ということで削除。

第二六条 「理事長」

(1) 理事会は、その構成員の一名を理事長に選出し、さらに構成員の一名(もしくは構成員の職務代理)を理事長の職務代理に選出する。ただし、第二一条「六」七項に別段の規定がなされていない場合はこの限りではない。

(2) 理事会は、理事長もしくは農地整備官庁によって招集され、かつ構成員もしくはその職務代理の半数が出席している場合に、議決することができる。理事会は出席した構成員の過半数をもってその決議を行なう。可否同数の場合には理事長の票により決定される。

(3) 理事長は理事会の決議を実施し、裁判上および裁判外において参加者組合を代表する。

△改正理由▽

参加者組合理事会の理事長職務代理選挙から構成員職務代理を除外したのは、実務上の必要に応じたものである。構成員職

務代理は、理事会の会議に継続に参加するわけではない。したがって構成員職務代理の情報は、不完全なものとなりがちである。このことが理事長職務代理としての機能を害することがありうるだろう。

△訳注V第二六条のあとに第三節が挿入される。

新第三節 参加者組合連合会

新第二六条 a 「参加者組合連合会の成立」

(1) 複数の参加者組合は、一つの連合会に統合されうる。ただし第一八条によって参加者組合に課されている任務の共同実施が合目的である場合に限る。連合会はその定款に従って、各参加者組合を代表する。連合会は上級農地整備官庁による定款の公告によって成立し、公法上の団体である。

(2) 連合会の定款は、構成員総会によって投票数の過半数をもって議決される。

(3) 統合および定款は上級農地整備官庁の認可を必要とする。

(4) 第二項の議決による定款が成立しない場合には、上級農地整備官庁が定款を起草する。農地整備を管轄するラントの上級官庁が定款を確定する。

(5) 参加者組合は上級農地整備官庁の同意によって既存の連合会に加入することができる。上級農地整備官庁は加入を命ずる

ことができる。詳細は定款の定めるところによる。

新第二六条 b 「連合会の理事会および分担金」

(1) 連合会は、構成員総会によって投票数の過半数をもって選挙される理事会を有する。理事会構成員の数は、上級農地整備官庁によって決定される。選挙が成立せず、かつ新選挙期日に何らの成果も期待しえない場合には、上級農地整備官庁は、農業職能代表の意見を聞いたうえで、理事会の構成員を任命することができる。

(2) 連合会は、その任務を履行するために、会に属する参加者組合から分担金を徴収することができる。第一九条によって分担金義務が課せられている参加者から直接に分担金を徴収する権利は、定款によって連合会に委譲される。この場合には、定款によって、金銭出納と記帳が全責任と共に連合会に委譲される。

(3) 第二一条七項および第二四条から第二六条が準用される。

新第二六条 c 「連合会による準備作業」

(1) 一定の領域について農地整備の施行が予定されるべき場合には、上級農地整備官庁は、連合会に対して一連合会が存在しない場合には、その他の適切な官庁に対して、農地整備の命

令の前に委任して、準備作業を引受けさせ、ならびに農地整備の目的のために不動産を取得させもしくは賃借させることができる。

(2) 農地整備手続が実施されない場合には、監督官庁は連合会によってなされた業務の秩序正しい整理清算について配慮する。第九条二項が準用される。

新第二六条 d 「監督官庁の決定」

連合会は、農地整備官庁の監督に服する。連合会を形成する複数の参加者組合が複数の農地整備官庁の行政区に汎る場合には、上級農地整備官庁が監督権を有する農地整備官庁を決定する。連合会を形成する複数の参加者組合が複数の上級行政官庁の管轄領域に汎る場合には、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁が、監督権を有する農地整備官庁を決定する。連合会を形成する複数の参加者組合が異なったラントに汎る場合には、ラントの最上級農地整備官庁が、相互の了解のもとに、管轄権を有する農地整備官庁を決定する。その他の点については、第一七条が準用される。

新第二六条 e 「総連会」

(1) 複数の連合会は、第二六条 a、第二六条 b および第二六条

c により連合会に課せられた任務を履行するために、総連合会に統合される。総連合会はその定款に従って各連合会を代表する。総連合会は、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁による定款の公告により成立し、公法上の団体である。

(2) 総連合会の定款は、構成員総会によって投票数の過半数によって決定される。

(3) 統合および定款は農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁の認可を必要とする。

(4) 第二項の決議による定款が成立しない場合には、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁が定款を起草し、確定する。

(5) 第二六条 a 五項一段は、上級農地整備官庁を農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁と読み替えて準用される。

(6) 総連合会は、構成員総会において投票数の過半数によって選出される理事会を有する。理事会構成員の数は、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁によって決定される。選挙が成立せず、新選挙期日においても期待しえない場合には、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁が農業職能代表の意見を聞いたうえで理事会の構成員を任命す

ることができる。

(7) 総連合会は、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁の監督に服する。その他については、第一七条が準用される。

△改正理由▽

参加者組合は、第一八条一項により、とくに共同の施設を設置・維持し、農地整備区域に必要な土地改良を実施し、とりわけ支払をなし、かつ第一九条によって確定される分担金を徴収しなければならぬ。これによって、これらの責任の法的担手としてかつ農地整備の財政的担手として、参加者組合に、広範な法的、経済的および財政的意義を有する任務が委任される。

一九五三年に農地整備の基礎とされたこの構想が維持されるものとする。しかし、当時以来の発展は、当時の想像の範囲をはるかに超えてしまった。

(a) 農地整備における支払流通量は大いに増大した。実務においては、この任務は、各参加者組合の会計担当者の任用によって、多くの点で軽減された。一般の会計現金出納制においては、自動化と情報処理電子設備が大いに発達した。これらの設備は、その能力が最大限に発揮されている場合にも合理的に設置される。この目標は、他方では金銭出納の中央集中化によって達せられる。

金銭出納の中央集中は、結果として、さらに管理費および人件費の節約とともに、金銭流通の短縮をもたらす。このことは、参加者組合と各参加者との間および公的資金の引出しを含めて参加者組合と第三者との間の支払流通についても妥当する。農地整備官庁による処理は、この点については、不十分な人的能力を考慮するならば、いづれにせよ大きな負担を意味する。さらに参加者組合は、農地整備法において明確に農地整備の財政上の負担者として規定される。

(b) 共同施設の設置および維持から生ずる費用は、施行費に算入し、参加者組合によって負担されるものとする。作業が委託される場合を別とすれば、その作業のために必要な機械力が経済的に導入される場合のみ、その作業は参加者組合自身によって(官営事業)割安に実施されうる。一方、それは多数の手続のために導入することが可能な場合にのみ保証されている。機械の操作に必要な労働力の雇用およびその他の助力もまた、比較的長時間したがって多数の手続のためにのみ重要な意義を有する。ここでは、この任務について配慮する制度が必要である。

(c) 第一八条一項三段に関する改正理由において述べられた目標設定を有する準備作業の実施の必要性は、農地整備の命令以前にすでに生じうる。ここにおいては、この準備作業の委託と

融資を、後半時点で初めて成立する参加者組合に代って、引受ける者が必要となる。

(d) 農地整備の成果は、しばしば相応する土地要求を満足するために、適時に、必要な範囲内で、適当な場所に、用地が供給されうるといふことに依存している。この理由により、適時に土地を確保することが著しく重要となる。このような土地確保のために有利な時点は、しばしば農地整備の命令前に存在する。したがってこの時には、用地が割当てられるべき農地整備の参加者組合は、未だ存在していない。そこで土地確保を効果的に行ないうるとためには、この土地確保のための担当者が必要である。

農業用地の小作地追加による農業経営の規模の拡大は、しばしば所有権面積による規模拡大に優先すべき価値を有することがある。したがって、農地整備における規模拡大目的のためには、不動産の用益貸借による土地確保もまた有効でありうる。

(a)ないし(d)において述べられた諸問題は、一定の行政区の参加者組合連合会の形成によって満足な解決に導かれるであろう。連合会は、参加者組合に課されている一定の任務を履行し、それに加えて将来発生する参加者組合のために任務を引受けることができるであろう。これらの参加者組合連合会のために、

公法上の団体という法形式が生ずる。各連合会をより大きく制度的に統一するための統合は、基本的な考慮から除外されるべきではないだろう。

第二六条 a について、

第一項は、参加者組合連合会の形成ならびにその任務についての規定を含んでいる。連合会形成のための動機は、参加者組合の任務の委託にある。連合会に委託される各任務の性質と範囲は、統合の具体的目的から生ずる。任務は、定款に従って連合会に委託される。連合会は、その範囲内において、参加者組合の最高の権能を行使する。

定款作成権に関する規定(第二項)は、自主管理団体としての連合会に帰属する自主管理権の確認を意味する。

上級農地整備官庁による定款の代替的起草と、農地整備について管轄権を有する最上級の官庁による定款の確定(第三項)によって、理事会構成員の任命による場合と同様に(第二六条 b)、理事会の機能力が確保されるべきである。定款の確定による自主管理の制限にもかかわらず、自主管理の原則は維持される。

既存の連合会への参加者組合の加入によって、連合会の形成による場合と同様に、連合会による任務処理の中央集中化とそれによる手続の経費節減の可能性が利用されるべきである。

八訳注V五項二段は、食糧・農林委（下院）で追加。政府草案では、連合会が成立しない場合の強制統合または加入について規定を置いていたが、本項二段の追加によって不必要となったため削除された。したがって、強制加入の立法趣旨については、つぎの政府草案の理由が参考にされるべきであろう。「強制加入によって、一定の任務の中央集権化と合理化が配慮されている。もし各参加者組合が、適切な理由なしに、統合もしくは加入に反対しようとすれば、参加者組合統合の目的は無に帰するであろう。強制加入構成員資格は公法上の団体の制度上の特徴の一つであり、基本法第二条一項の憲法上の枠内で、すなわち、それが合法的・公的任務の処理のために行なわれている場合に限り、判例においても承認されている（連邦憲法裁判所判決一九五九年七月二九日—BVer 394/58—連邦憲法裁判所例集一〇、八九、なお連邦行政裁判所判決一九七三年五月二三日—1 VC 21,70—「行政政」一九七三年、七八一頁参照。）」

連合会は、あらゆる組織と同様に、内外に向って会を代表するために、会のために行為する権限を有する機関を必要とする。このために一項において理事会が規定されている。理事会構成員の数は、連合会を構成している参加者組合の数、行政区の大きさおよびその他の要素に依存し、したがって、それぞれ

の場合に上級農地整備官庁によって決定されるものとする。選挙の特別の形式は規定されていない。選挙は参加者組合の理事会の選挙における原則に従って行われなければならない。上級農地整備官庁による理事会任命の可能性は、理事会の機能力の確保に役立つ。連合会の構成員からの分担金の徴収権は（二項）、連合会に帰属する自主管理権から生ずる。

第二六条cについて、
実施されるべき農地整備のために基礎調査としてなされるべき準備作業を適時に委託し、処理することができるためには、まだ成立していない参加者組合のために、さしあたりこれらの任務を引受ける担当者が必要である。ここで参加者組合連合会が登場し、参加者組合—当組合のために準備作業等が引き受けられているのだが—は、後にこの連合会に加入することになる。連合会はいち早く、参加者組合のために財政上の前払をなし、後に会計上の清算を行なうことができる。連合会は最上級農地整備官庁によって確定される。

土地の確保が、農地整備—その命令はまだ出ていないが目前に迫っている—にとって必要であり、かつ合目的である限りにおいて、同様に、連合会がこの措置の担当者として登場する。一方では、手続の財政上の負担者として売買価格支払の責任を負っている参加者組合が未だ成立しておらず、かつ他方で

は農地整備官庁が顧慮されていない場合には、連合会が予先給付を行なうことがここでも又合目的である。

本来意図された農地整備が命令されない場合には、監督官庁は—第九条によつて農地整備手続の中止の場合における農地整備官庁と同様に—秩序正しい状態を回復する義務を負う。

第二六条 d) について、

この規定は、参加者組合連合会の監督について規制している。監督制度の創設と実施は、委任された任務の合法的実施の確保に対する国家的要求、および連合会による参加者組合の任務の処理における公的・私的利益の一致に相応している。

監督の担当者は、原則として農地整備官庁である。何故ならば、農地整備官庁は、連合会を形成する参加者組合に関する監督官庁として、農地整備の施行の合法性に関する判断に必要な地理的知識を最も早期に駆使するからである。

二段および三段の諸規定は、連合会形成の異なった可能性と農地整備行政の異なった組織について配慮している。

参加者組合連合会に対する監督権限の性質と範囲は、参加者組合に対する農地整備官庁の監督権限に相応している。

第二六条 e) について、

参加者組合連合会の総連合会への統合の可能性は、各連合会

の任務の処理における大きな可動性をねらっている。これは中央集金の金銭出納については特に妥当するであろう。農地整備において調達されるべき大量の資金を考慮するならば、参加者組合と参加者組合連合会のための会計事務の簡素化については特別な利益が存在する。

総連合会への統合と既存の総連合会への加入に関する諸規定は、参加者組合連合会に関する規定に依存している。理事会の選挙および補足的任命、定款の決定および補足的起草・確定さらに総連合会に対する監督についても同様とする。総連合会の中央集金の意義に相応して、農地整備について管轄権を有する最上級のラントの官庁に、広範な監督統制権が帰属する。ただし、この権限は、ラントの法律によつて最上級の農地整備官庁に委譲されうる（第二三条三項一段）。

〔第三節〕—第四節 〔評価〕 価値調査手続

第二七条 〔価値関係の調査〕

参加者に対して同一価値の土地によつて補償しうるように、従前の不動産の価値が調査されるものとする。価値調査は、参加者の不動産の価値が農地整備区域のすべての不動産の価値に比例するように、行なわれなければならない。

△訳注▽用語が統一された。以下において「価値調査」と表記

した場合には Schätzung または Bewertung が Wertermittlung に置き換えられたことを意味する。

第二八条 「土地評価・農業用不動産の価値調査」

- (1) 農業用不動産については、価値関係は一般に、農場家屋の構内もしくは市街地からの距離を度外視して、通常行なわれている秩序正しい耕作を行なえば、各占有者に持続的に与えることのできる利益について調査されるものとする。この場合には、一九三四年一月一六日の耕作地の評価に関する法律（耕作地評価法）（帝国官報一〇五〇頁）による土地評価への成果が基礎とされるものとする。これと相違することも許される。
- (2) 不動産の価値に継続的に影響を与える不動産の同体的構成部分および第四九条による権利は、必要な場合に限り、その価値について特別に「評価」調査される。

△改正理由▽

改正は普通評価法への適応を意味している。農業的土地利用と非農業的土地利用との錯綜の増大との関連において、農業上の取引価値を超える価値を有する不動産の意義と範囲が常に増大している。農地整備法はかかる不動産の価値調査の方法についての規定をもっていない。価値調査については、連邦建設法との関連で発達してきた原則が利用されている。できる限り誤

解を避けるために、対応する専門用語が承継されている。

第二九条 「建設用地等の価値調査」

- (1) 建築施設については、一般的価値が評価されるものとする。
- (2) 一般的価値は、通常取引において、目的物の性質に従い、譲渡のさいに価格に影響を与えるすべての事情を考慮した場合の価値によって決定される。すなわち普通でない人的な関係ならびに農地整備の実施への見込みによって生ずる価値変化は考慮されない。」

新第二九条 「建設用地等の価値調査」

- (1) 建設用地ならびに建築施設についての価値調査は、取引価値に基づいてなされなければならない。
- (2) 取引価値は、異常なまたは人的な関係を度外視した場合に、調査がなされる時点で、通常取引において不動産の属性その他の性質および状態に従って成立するであろう価値によって決定される。農地整備の実施への見込みによって生ずる建築施設についての価値変化は考慮されない。
- (3) 建築物の存する不動産の場合には、土地部分と構築部分の取引価値は比較価格 Vergleichspreis に基づいて可能である

ならば、分離して調査されるものとする。これらは分離して報告されるものとする。

(4) 建築施設の取引価値の調査は、建築施設が新しい所有者に配分される場合にのみなされる。

△改正理由▽

農地整備の範囲内における建設用地の取引価格の調査は、一般評価法に適合するようになされるべきであった。建設用地 *Baufächten und Bauland* という概念は、連邦建設法の専門用語に相応している(第五条二項一号、第九条一項一号)。

二項の改正は、連邦建設法第一四一条二項の現行の文言への適応を意味している。しかし、連邦政府は連邦建設法の改正のために法律案を決定し、審議のために議会の専門委員会に送付した(連邦下院の議会提出資料七/二四九 六一九七六年三月一六日に成立している。BGBl. I S. 546 ff. 一訳注)。当案によれば、一定の領域においては、都市建築物の新形式もしくは一定の領域の発展によって生ずる価値の上昇は、五〇%において国庫のために要求される(当該条項は成立しなかった一訳注)。新条項が追加された連邦建設法のこの規制は、都市建設上の措置が問題になっている領域に同時に存在する不動産上の農地整備における価値規定に影響を与えるであろう。しかし、ここで必要とされている適応は、土地法上の規制内容が確定される場

合に立法手続過程においてはじめてなされうる。引用されるべき三項は、その文言において、おおむね連邦建設法旧第一四一条三項と一致している。

四項における規制は、新立法によれば、実務上の必要に相応している。したがって建築施設に関する一項および三項の強行的文言が不必要な費用の誘因とならないために、建築施設の取引価値の調査については、所有権の交換が予定されているということが前提にされるべきである。

第三〇条 「不動産の面積」

不動産の面積については一般に不動産台帳における登記が基準とされる。

第三一条 「価値調査」

(1) 価値調査は、一般に農業の専門家によって行なわれる。農地整備官庁は、「評価者」専門家の数を決定し、参加者組合理事会の意見を聞き、農業職能代表と協議したうえで上級農地整備官庁によって作成された専門家適任者名簿から専門家を選出し、かつ価値調査を指導する。理事会は価値調査に立会うべきである。

(2) 価値調査のために、一般農業上の専門知識を超える知識を

必要とする場合には、特に定評ある専門家が召喚されるものとする。

△改正理由▽

前述の改正は、一般評価法への適応を意味すべきである（第二八条の改正現由参照）。

△訳注▽単に専門家という表記は〔評価者〕専門家の意である。

第三二条〔価値調査結果の説明および確定〕

価値調査結果に関する証明書は、関係人のために縦覧に供されるものとする。結果は意見聴取期日に関係人に説明されるものとする。理由ある異議申立が処理された後に、価値調査結果は、農地整備官庁によって確定される。確定は公示されるものとする。

△改正理由▽第三一条と同じ。

第三三条〔価値調査に関する例外規定〕

各ラントは、価値調査の実施ならびに価値調査結果の公示および確定について別段の規定を有することができる。

△改正理由▽第三一条と同じ。

〔第四節〕↓第五節 所有権の一時的制限

第三四条〔制限の方法〕

(1) 農地整備決定から〔実施命令〕農地整備計画の確定までの間には、つぎの制限が適用される。

① 不動産の利益方法については、秩序正しい農業経営の範囲内での変更だけが、農地整備官庁の同意なしになされうる。

② 工作物、井戸、用排水溝、垣塀、傾斜地、段地およびこれに類する施設は、農地整備官庁の同意によってのみ設置され、修繕され、本質的な変更を受け、もしくは除去されうる。

③ 果樹、漿果樹、ぶどう樹、ホップ樹、個々の樹木、叢林、原野および河岸山林は、特別な場合において、農耕上の利害関係とりわけ、自然保護および自然育成に損害が及ばない場合に限り、農地整備官庁の同意によって除去されうる。ブドウ樹およびホップ樹の除去に関する他の法律による規定は影響を受けない。

(2) 一項一号、二号の規定に反して変更がなされ、施設が設置または除去された場合には、これらの変更、設置、除去は農地整備手続において、考慮されないことがありうる。農地整備官庁は、農地整備にとって必要な場合には、第一三七条の規定に従って、従前の状態に回復させることができる。

(3) 一項三号の規定に違反して、侵害行為がなされたときは、

農地整備官庁は代償植樹を命じなければならない。

(4) 同意の要件、およびこれを無視した場合の効果は公告されるものとする。

(5) 四項による公告が、第六条一項によって農地整備決定の重要事項に含められなかった場合には、一項ないし三項による法律効果は、四項の規定による特別公告によってはじめて生ずる。

△訳注▽一項一号および三号の改正は、食糧・農林委(下院)で追加。

第三五条 (農地整備官庁の受任者による不動産への立入) (改正されず)

(1) 農地整備官庁の受任者は、農地整備の準備と実施のために不動産に立入り、その測量のために必要な作業をその不動産上において行う権限を有する。

(2) これによって生じた損害が平均を著しく超えるときは、農地整備官庁は適切な補償を決定しなければならない。補償は参加者組合が負担する。農地整備が命令されなかった場合には、補償はラントが負担する。

第三六条 (暫定命令)

(1) 緊急な理由により、農地整備計画の施行以前に、もしくは、その変更の準備および実施のために、不動産の占有もしくは利益またはその他の権利を規制する必要がある場合には、農地整備官庁は暫定命令を公布し、公布された命令を撤回し、もしくは変更することができる。苛酷の調整のために、農地整備官庁は適当な補償を決定することができる。補償は参加者組合が負担する。

(2) 価値の調査および補償の算定のために、不動産の状態が重要である場合には、農地整備官庁は、その状態を、必要な場合には専門家を召喚したうえで、適時に確定しなければならない。

△改正理由▽

農地整備手続の決定前に各参加者によって、補償の変更が排除されもしくは困難にされるような事実が造られることを防止するために、暫定命令の公布および公布された命令の撤回もしくは変更は、農地整備計画の変更がまだ予想される間は、許されなければならない。この時までには、農地整備官庁は占有、利益もしくは権利の変更に関する暫定命令を発することができなければならない。(確定前の)実施命令(第六一条および第六三条)の公布後においても、権利救済手続における農地整備計画の変更がしばしば必要となり、さらには、農地整備計画の

確定が発生後においても、第六四条に従つて必要となることがある。この変更によつて、未完了の農地整備によつて造り出された状態が、場合によつては数年後には再び侵害されなければならないのである。例えば、すでに何らの請求もせずに満足した関係者に配分された用地が、それを請求権のある参加者に配分するために、再び取り上げられなければならないのである。引渡の遅滞および非権利者による脅迫的建築行為の場合には、農地整備官庁は予定されている計画変更を確保するために引渡義務者に対して、命令の公布によつて、建築行為防止のためのすべての手段を命ずることができる。かかる措置は、農地整備計画の確定後においても許されなければならない。

第三章 農地整備区域の造成

第三七条〔造成の課題と実施〕

(1) 農地整備区域は、相互に考量さるべき当事者の利益に適応し、かつ公共の福祉の要求するように、その時々々の自然構造を尊重しつつ、新たに造成されるものとする。町村共有耕地 Feldmark は新たに分割され、分散した土地所有は新しい経営の観点に立つて統合され、道路、地溝、その他の共有施設が造成され、土地改良がなされ、市街地の密度を緩和し、経営の基礎が改良され、労力消費が減少し、耕作が簡易化されるべき

その他のすべての措置がとられるものとする。建設地域計画 Baugesitzpläne、建設計画 Bebauungspläne およびその他の類似の計画によつて、市街地の農地整備への引入れが排除されるはならない。』

(1) 農地整備区域は、その時々々の自然構造を尊重しつつ、相互に考量さるべき当事者の利益および一般的土地整備改善施策と農村の発展の利益に相応し、かつ公共の福祉の要求するように新たに造成されるものとする。農村共有耕地は新たに分割され、分散しもしくは非経済的形態をとっている土地所有は近代的经营の観点に従つて統合され、その状態、形態および面積に従つて合目的に形成される。通路、道路、河川その他の共同施設が造られ、土地保護ならびに土地改良および自然形成のための措置がとられ、労力消費を減少し、経営を簡易化し、経営の基礎を改良するためのその他の措置がとられるものとする。

農村再興措置が実施されうる。建設計画および類似の計画によつて、市街地を農地整備に引き込む可能性が排除されることはない。法的諸関係が整備されるものとする。

(2) 農地整備官庁は、この場合に法的諸関係を、公的利益、とりわけ一般的土地整備改善施策上の利益を守り、国土の形成およびラントによる空間秩序の形成、自然保護および風土の育成、給水を含む水利経済および下水処理、漁業、エネルギー供給、公

共交通、農業移住、小移住地、小庭園制度、その他の建設措置ならびに鉱業利益の需要に対処すべく規制しなければならない。]

(2) 農地整備官庁は、一項の措置を実施するさいに公共の利益を守らなければならない。とりわけ、空間秩序の形成、ラントによる空間秩序の形成および秩序正しい都市建設の発展、環境保護、自然保護および自然の育成、保養、給水および排水を含む水利経済、漁業、狩猟制度、エネルギー供給、公共交通、農業移住、小移住地、小庭園制度および市街地||自然風景の形成ならびに可能な建築上の利益および鉱物原料産出の維持と確保の必要を配慮しなければならない。

(3) 自然的河川の変更は水利経済上の理由のみに基づき、測量技術的理由のみに基づくことなく、専門家を適時に召喚してなされなければならない。]

(3) 自然河川の変更は、自然保護と自然育成の専門家の召喚によつてのみなされうる。

△改正理由▽

第三七条の諸規定は、農地整備区域の造成を農地整備官庁に委任している。

一項について、

新文言における一項は、第一条による相応する措置を具体化し、農地整備の本来的な行動の枠を意味している。

一段における一般的土地整備改善施策の利益と農村発展の尊重という要件によつて、農地整備の改正された課題設定が配慮されるべきである。農地整備手続における関係者の様々な利益と要求をつつみ込み、かつ調整するというのが農地整備官庁の課題となる。その場合に、一方では、一般的土地整備改善施策と農村発展の利益が強調され、他方では関係者の利益が存在する。さらに食糧の確保を含む公共の福祉の要件が尊重されるものとする。

第二段は、その文言において、従来の第二項の初めの部分に相応している。その第一項への採用により、農地整備区域における利益調整との関連における法律関係の秩序の重要性が表現されるべきである。農地整備に委託されていることは、都市周辺地域において最も著しい紛争状態の解決のために、法律関係の整備によつて寄与することである。

農業関係の利益を超えるより広範な措置として、四段において市街地の密度の緩和が述べられている。五段は、現行建設計画法に適応している。

町村共有耕地の新分割にさいしては、散在している土地所有とともに非経済的な形態をとっている土地所有も整理統合される。六段における補充は、とくに第一条の改正に従つて生じる。「他の方法で、状態、形態および大きさに従つて合目的

に形成されるものとする」という語順は、連邦建設法第四章による区画整理の目的に関する相応する規定に依存し、かつ従来
の農地整備実務にも相応している。

「河川」という概念によって、水法の専門用語への適応がなされる。

土地保護、土地改良及び農業形成の措置の実施は、農地整備における自然保護の意義の増大に添うようになされる。四段の補充は、さらに第四一条一項の専門用語への適応を意味している。二項について、

二項は、一項による措置の実施のさいに顧慮されるべき利害を拡大して具体化している。一九五三年の農地整備法の可決以後の法の発展が広範に考慮されている。

環境保護と地域秩序の要件を配慮すべき義務は、広範な環境法（例えばゴミ除去、イミッシオン保護についての）および地域空間秩序法の要求である。「農村の形成」という概念は、第一項で採用されている「農村の発展」という概念との関連で不可欠である。

都市建設の発展と農地整備との間の相互の関係は、すでに都市建設促進法と連邦建設法において認められている。したがって緑の秩序 Grünordnung を含む秩序ある都市建設の発展の利害を顧慮することは、農地整備においては放棄しえないことな

のである。農地整備官庁は、すでに保養の利害を顧慮するために、様々にすべての可能性を汲みつくしている。しかし、そのことが法律によって明らかにされる必要がある。

△訳注▽二項の「鉱物原料産出の維持と確保」という文言は、食糧・農林委（下院）で追加。これは、石、土壌および工業用鉱石の鉱床保護という意向に添ったものであり、単に古典的意味における鉱山利用についてだけでなく、個々の地下資源の維持、確保について配慮している。

三項の旧文言は、当地のドイツ下院の第二読会において初めて、自然河川の改修のさいに自然保護と自然育成上の利害について配慮することを目的として附加されたものである。水利財政法第三一条における計画決定手続の規制の観点からしても、当規定は対象を欠いている。しかし、自然保護および自然育成の専門家の召喚は、農地整備手続の枠内での改修のさいには合目的である。

第三八条（一般原則、予備計画）

農地整備官庁は、農業職能代表および関係官庁ならびに諸機関、とりわけ管轄農業官庁によって任命された農地整備の技術顧問と協議して、農地整備地域の合目的造成のための一般原則を確立する。（そのさい農業職能代表またはその他の農業官

署 Stelle ならびに自然育成 Landespflege の予備計画が討議され、かつ可能な範囲において考慮されるものとする。」そのさい、一九七一年二月三日付の共同体課題に関する法律の変更に関する法律（連邦法律官報 I、二一四〇頁）によつて変更された一九六九年九月三日の「農業構造の改善と沿岸保護」という共同体課題に関する法律第一条二項による予備計画の成果および農業職能代表またはその他の農業官署 Stelle ならびに自然保護および自然育成 Landschaftspflege の予備計画が討議され、可能な範囲において考慮されるものとする。地域秩序、国土計画および都市建設の要件が尊重されるものとする。

△改正理由▽

補充によつて、「農業構造改善等共通課題法（第一八条の改正理由参照）ならびに連邦の地域秩序法 Raumordnungsgesetz への適応がなされるべきである。

第一節 共同施設および公共施設

第三九条 「共同施設」

(1) 「一般的土地整備改善施策の利益および参加者の経済的必要が要求する場合には、農地整備区域において、道路河川その他共同利用もしくは共同の利益に役立つ施設が創設されるものとする。」農地整備の目的上、必要とされる場合には、農地整

備区域において、通路、道路、河川およびその他共同利用もしくは共同の利益に役立つ施設が創設されるものとする。これらは、共同の施設とする。

(2) 既存の施設は、変更され、移転され、回収せらるる。

△改正理由▽

改正は、第一条の新文言およびそこでなされている農地整備の目的および概念規定の記述への適応を意味している。

第四〇条 「公共施設」

公の通路、道路、鉄道施設、市街軌道電車およびその他の公共交通事業、給水施設、エネルギー供給施設、廃水利用施設、廃水処理施設、防風施設、気候保護施設および防火施設、イミッションもしくはエミッションに対する保護施設、遊び場と運動場ならびに自然保護、自然育成もしくは保養にとつて有益な施設のような、公共交通もしくはその他の公共利益に役立つ施設のために、農地整備手続において、土地が比較的小範囲において提供せらるる。その土地が誰の所有に配分されるかは、農地整備計画によつて決定される。施設が同時に参加者の経済的利益に役立つ場合には、施設の所有者は、土地と生じた損害に対して適切な金額を参加者組合に支払わなければならない。

△訳注V改正部分は、食糧・農林委（下院）にて追加。

第四一条〔道路および河川計画〕

(1) 農地整備官庁は、参加者組合の理事会と協調して、共同および公共施設に関する計画とりわけ公の通路および道路の廃止、変更ならびに施設に関する計画および水利経済、土地改良および自然育成のための施設に関する計画を作成する（「道路および河川計画」）（自然育成のための随伴計画付の道路および河川計画）。

(2) 計画は、「参加者組合の理事会と協議して作成され、かつ」農業職能代表を含む公の利益の担手「ならびに関係官庁および機関」と聴問期間中に討議されるものとする。計画に対する異議は、除斥を回避するために、聴問期間内に提出されなければならぬ。それについては、召喚状と期日において指示されるものとする。召喚期間は、一ヶ月である。召喚状には、公の利益の担手が、利害の関連を有する、確定を含む計画の抜すが添付されるものとする。

(3) 計画は、農地整備官庁によって暫定的に確定される。最終的確定は農地整備計画によってなされる。この確定は、計画の確定が他の法律によって規制されている施設には及ばない。計画は、上級農地整備官庁によって確定されるものとする。

西ドイツの農地整備法

る。

新(4) 計画は、それに対する異議が予測されず提起されずもしくは後に却下された場合には、計画確定手続が事前に実施されない場合でも、認可されうる。計画確定は、本質的に重要でない変更および拡大の場合でも中止されうる。本質的に重要でない場合とは、とりわけ第三者の権利に影響を与えない場合もしくは参加者との間で相応する合意が成立している場合である。新(5) 他の施設への必然的な随伴措置を含む企図の許容 *Zulassung* は、企図によって影響を受ける公的利益を考慮して、計画確定によって、確定される。計画確定と並んで、他の官庁の決定 *Entscheidungen*、とりわけ公法上の *Genehmigungen*、*Verleihungen*、*Erlaubnisse*、*Bewilligungen*、*Zustimmungen* および計画確定は必要ではない。計画確定によって企図の担手者と計画による該当者との間の公法上の関係はすべて法形成的に規制される。第四四条、五八条および五九条による参加者の権利は、影響を受けない。

(6) 計画確定の決定は、企図の担手者と参加者組合の理事会に対し、権利救済の方法を教示して送達される。

△改正理由V

自然保護および自然育成措置、とりわけ自然形成のための施設は、原則として今日においてもなお、道路および河川計画の

随伴計画において記述されている。しかしながら、この措置の意義の増大とその範囲に鑑みて、自然育成のための随伴計画およびその確保のために、道路および河川計画とともに確定 Feststellung を法律によって規定することが必然的に現われる。(一項)。農業職能代表を含む公の利益の担手との間における、二項に規定されている計画の討議は、聴問期間内になされるべきである(二項)。この期間内に、前述の公の利益の担手は、その利害に関係する計画の抜粋を添えて召喚されるものとす

る。
召喚期間としては、一ヶ月が適切かつ充分と思われる。なぜならば当該官庁は、すでに第三八条による農地整備区域の合目的の新形成のための一般原則の作成に関与させられているからである。この理由により、右の異議を最終的に聴問期間中に提出すること(三項)は、事態に即している。さらにこの規制は第五九条二項に相応している。

旧法第四一条三項一段において使われている暫定的計画確定という概念は、旧帝国耕地整理令第四四条三項一段にさかのぼる。これはさらに、一八七四年六月一日のプロイセン収用法第一五条における規制を手本にしている。この収用法上の暫定の計画確定は、事業実施に関する計画に記載された不動産を、事業のために必要なものと宣言し、それを収用可能な状態にお

くのである。その場合に収用は収用計画に基づいている。鉄道法および道路法による建設計画は、ずっと以前から、収用法の意味における暫定的計画確定とみなされている。農地整備における道路および河川計画は、かかる建設計画に相応している。このことはすでに、旧帝国耕地整理令についても準用されている(Hilibrandt-Engels-Geith, 帝国耕地整理令第四四条, 註3)。したがって、その法概念上の意義においては、建設計画が収用計画から区別されると同様に、道路および河川計画は農地整備計画から区別される。

文献においては(Hildebrand, 農地整備法における計画確定、農地整備雑誌、第一五巻、四八頁)、したがって、すでに現行法について、計画確定法上の意味における道路および河川計画の暫定的確定が、純粹な(最終的な)計画確定とみなされている。いづれにせよ、「暫定的確定」という表現を維持することは、もはや事態に即していない(三項)。ここから、旧三項二段の削除が生ずる。

五項の規制は、計画確定の完全な集中効果を説明している。この原則は、最近の立法において、一般的にそれに類似した表現を見い出す(例えば連邦遠距離道路法第一八条b参照)。

六項は、同様に、計画確定の最近の法的発展に相応している(連邦遠距離道路法第一八条a、四項および五項参照)。

△訳注V政府草案では、七項まであり、とりわけ六項、七項では計画確定について詳細な規定が置かれていたが、食糧・農林委（下院）で簡易化された。同委はつぎのように述べている。

「道路および河川計画の確定はすでに現行法によっても明白な公式化なしに純粹な計画確定に相応しており、かつ計画確定に内在する形式的、実体的集中効果は暫定的確定と結合されている、という見解が第四一条の新文言作成に当つての前提認識である。したがつて、第四一条改正の本質は、三項三段の抵触条項を除去するところにある。それ以外の点については、一般的計画確定法への対応を図るために、農地整備手続の特性を考慮したうえで、用語上および法解釈上の整理だけがなされている。自然保護のための随伴計画を持った道路および河川計画は、農地整備計画と共に公示され、かつこれと共にもしくは第三六条の命令と共に取消せられる、とすることに、各該当事者の権利保護と公示の原則とが配慮されている。」

第四二条（共同施設の建設、所有およびその維持）

(1) 参加者組合は、他の者がその工事を担当しない場合において、法律に別段の定めがない場合には、共同施設を建設し、維持義務の引渡まで維持しなければならない。施設は、「そのための道路および河川計画が暫定的に確定されている限り」、自

然保護のための付随計画をもつた道路および河川計画がその施設のために確定されている場合には、農地整備の実施前においても、建設せられる。

(2) 共同施設は、農地整備計画によつて、参加者組合の所有として配分され、かつ参加者組合によつて維持される。ただし、農地整備計画または法律の規定に別段の定めがある場合はこの限りではない。共同施設は、市町村が同意する場合には、これに配分せられる。各ラントは別段の定めをすることができる。

(3) 農地整備区域には属していないが、施設によつて重要な利益を享受する不動産の所有者には、農地整備計画によつて、かかる施設の維持費につき、利益に相応する部分を負担させることができる。費用割当分は、維持義務者に支払われるものとする。費用割当分は、公の負担として不動産に付着し、不動産ごとに確定される。

△改正理由V

一項一段について、

現行の文言における第四二条は、——河川に関する限り——プロイセン水法第一一五条に相応している。それによれば、河川の維持は工事担当者の負担とされている。この規制は、水利財政法においてはもはや承継されていない。むしろ、維持義務は、水利財政法第二八条において新たに規制されている。規制

は最終的なものであり、参加者組合の特別義務について何らの余地も残していない。第四二条は、比較的新しい法律である水利財政法第二九条の規制を考慮に入れれば、その限りでもはや有用ではない。

一項二段について、

四一条の改正理由参照。

第四三条 「土地水利組合の設立」(改正されず)

一九三七年二月一〇日の土地水利組合に関する法律の意味における施設が、農地整備手続において実施されるべき場合には、農地整備官庁は、当該施設の実施および維持のために、土地水利組合に関する規定に従って土地水利組合を設立することができる。農地整備手続の期間中は、農地整備官庁が組合の監督官庁であり、上級農地整備官庁が組合の上級監督官庁である。

第二節 補償に関する諸原則

第四四条 「土地の補償」

(1) 各組合員は、その不動産に対して、第四七条に従ってなされる控除を考慮したうえで、同一価値の土地をもって補償されるものとする。土地補償の査定にさいしては、第二七条ないし

第三三条に従って調査された価値が基礎とされるものとする。新しい権利状態が従来のものに代って成立する時点が基準となる(第六一条二段)。暫定的所有地指定 *Besitzzeiweisung* の場合には、これが効力を生ずる時点が基準となる。

(2) 土地の補償にさいしては、すべての参加者の経営状態が相互に考慮され、かつ不動産の収益、利用および換価に重大な影響を有するすべての事情が考慮されるものとする。

(3) 土地の補償は、できる限り大きな不動産で明示されなければならない。不可避的な過剰明示もしくは過小明示は、金銭によって調整されるものとする。当該不動産のために道路が利用できるなければならない。必要な排水路は、できる限り設置されるものとする。

(4) 参加者の土地補償は、それが近代的な経営認識に従って土地所有の大規模な整理統合と結合されている限り、利用方法、状態、土質および農場構内もしくは市街地からの距離において、参加者の従前の土地に相応しなければならない。

(5) 補償によって従来の経営構造の完全な変更が必要となる場合には、変更には参加者の同意を必要とする。変更の費用は実施費用とする(第一〇五条)。

(6) 土地補償は、交換の方法において、他の農地整備区域内に明示されうる。ただし、それが農地整備の実施にとって目的

的であり、かつ当該農地整備区域において新しい権利状態が同時に成立する場合に限る。土地補償は、この場合には、それが明示されている農地整備区域の農地整備計画において確定される。

新(7) 該当権利者が了解している場合には、農地整備官庁および市町村(区画整理官庁)は、相互に協調して、農地整備区域に存在する不動産の所有者に対して、連邦建設法第四章の区画整理 *Umlegung* が実施されている区域内の不動産をもって補償することができる。区画整理区域に存在する不動産の所有者が農地整備区域内の不動産によって補償される場合にも同様とする。その他の点については、第六項が準用される。

△改正理由▽
一項について、

農地整備手続参加者の補償請求権の調査を目的とする旧不動産の評価にとって、および農地整備計画におけるその補償形成にとって基準となる時点は、農地整備法においては明確には規定されていない。かかる規制は、農地整備手続が純粹農業的な土地秩序の手続であった限りにおいては、不可欠なものではなかった。この場合には、不動産の利用価値の比較評価という方法による価値調査がなされていたからである。特別価値とりわけ部分的には農地整備手続の進行中に建設用地について発生す

る特別価値の意義の増大が、評価のための時点を確定すべき必要性の原因となつてゐる。連邦行政裁判所は、不変の判例において(最近では一九七三年三月一五日の判決 *VC 8/72* 農業法一九七三、三三〇頁)、当該価値の調査については、農地整備計画において規定されている新しい権利関係が成立する時点が基準になる、という見解に立つてゐる。当該時点は、実施命令(第六一条および第六三條)において規定されている。連邦行政裁判所の判例は、文献において激しい批判に遭遇した (*Helbig* 農地整備手続における旧所有に対する評価決定日、農業法一九七三年三八一頁、後に指示する)。場合によっては、著しい価値変更が所有地指定の後に初めて生じ、かつそれによって広範な計画変更が必要となり、手続の実施にさいして相当の遅延が生じる可能性がありうる。このことによつて実務上生ずる困難を常々連邦行政裁判所は確認している。しかし、連邦行政裁判所は、立法者による規制のうちのみ、この問題の解決の可能性があると考へている(一九六九年四月三〇日の判決 *IVC2 63/65*—農業の法 1970、二〇頁参照)。

評価にとつて基準となる時点の確定については、次のものが関係をもちうると思われる。

——農地整備の命令

——評価結果の確定

——暫定的占有指示

——農地整備計画の公示および

——新しい権利状態の発生

新三項において規定されている規制は、第六一条二項において想定されている事例の基礎となっている。その場合には、新権利状態発生の時点は、現実の実施時点とは本質的に異なっておらず、かつ農地整備計画は、占有および所有法上は同時に実施されるのである。この時点までに、その不動産を自由に処分できる権利とともに、利用権が所有権者に帰属する。基本法第一四条による所有権の保障は問題にならない。もちろん、第六五条において規制されている仮の占有指示が考慮されなければならない。仮の占有指示は、実務においては——もとより多数計画担当者の利益によって制約されているのだが——原則となっているのである。暫定的占有指示による新不動産の割当てと実施命令（第六一条および第六三条）との間には、一九七一年までに、ドイツ連邦共和国の五つのラントにおいて、一九四五年以来実施されたすべての農地整備（耕地整理）の七三・二から八八・九％について、一年ないし六年およびそれ以上の期間が存在した（農地整備裁判官の研究会議報告書参照、「農業法」一九七二、一九七二第二号附録Ⅰ／一九七二、一覽表一一頁）。この場合には、参加者は依然として農地整備手続

への投下不動産の所有者であり、登記簿上においてのみ存在する旧占有 *Altbesitz* に関する処分権を有しているが、しかしそれは形式的意義しか持っていない。占有および利益への権利は、補償不動産について存在しており、参加者は、経済的にはすでにこの不動産の所有者であると考えている。補償不動産が暫定的占有指示の時点以後経験する価値上昇が、もはや旧占有者に加算されてはならない、ということの可能性のために、暫定的占有指示の場合における評価の基準時点は、その公布の時点と同じにされるべきである（一項四段）。この規制は、土地取用にさいして暫定的占有指示を行なう場合の通常の連邦およびラントの補償規制に相応している（連邦建設法第九三四項二段、一九七三年一月一二日のニールザクセン取用法第一一條四項二段、ニールザクセン法律命令官報、四四七頁）。七項について、

新第四四七項の規定は、とくに都市周辺地域における農業用土地利用および非農業用土地利用の解消に対する需要を配慮すべきものである。この規定は異なった用途をもった土地の交換は農地整備官庁と市町村（区画整理官庁）との間の協調によつてのみなされる旨を明らかにしている。結局農地整備手続と区画整理手続との結合は相互的なものであるということを明らかにしているこの規定は、都市建設促進法四章の発展を意味

ている（以上、食糧・農林委（下院）の説明。政府草案第四四
条六項の内容の一部が七項として独立したものである）。

以下に政府草案第四四条六項の改正理由を掲げておく。
六項について、

様々な、部分的には計画に反し、機能に反した土地利用の錯
綜は、すでに一項の改正理由で述べたように、農業における構
造変化によって、常に増大している。それから生ずる紛争状態
は、農業上および都市建設上の利益が衝突している都市の周辺
地域において最も重要である。このことは、都市建設促進法第
四章において、都市建設上の措置と農業構造改善のための措置
との関連に関する規定によって配慮されている。それによれ
ば、とくに市町村の申出により、連邦建設法第四章による区画
整理に関する権限は、農地整備官庁に委譲されうる。都市建設
促進法第六六条四項に含まれている目標設定は、第四四条六項
における新規制によってさらに発展させられる。当規定は、都
市建設のための土地利用による農業土地利用解体の需要に、と
くに相応することを志向している。農地整備と区画整理という
二つの土地整備手段の結合は、公的利益と私的利益の対立の解
消に役立っている。それは、構造変化および農民についての世
代交替によって生ずる問題の解決へと導く。農地と建設用地と
の交換によって、世代の交替が容易にされる。何故ならば農業

から分離する人々にとって、建設目的の実現のより良き可能性
が提供されるからである。処分自由となった農地は、他の農業
経営の規模拡大のために使われうる。それ以上に、建設用、営
業用および公共目的用の不動産の明示が容易にされる。様々な
利用可能性を持った用地の交換は決定的な意義を有しているか
ら、これは、当該権利者の同意によってのみなされうべきであ
る。

第四五条〔特別な種類の不動産の変更〕

(1) 農地整備の目的が必要とする場合には、次のものは変更さ
れうる。

- ① 屋敷内用地および建物用地
- ② 公園施設
- ③ 天然記念物、自然保護地域ならびに保護されている自然
の一部分と保護されている自然構成部分
- ④ 湖、養魚池および養魚施設
- ⑤ 営業経営に役立つ河川
- ⑥ スポーツ施設
- ⑦ 園芸場
- ⑧ 墓地、個々の埋葬地および記念碑
- ⑨ 公の交通、洪水防衛、公の給水およびエネルギー供給な

しらびに廃水利用もしくは廃水処理に役立つ施設

⑩ 付属地を有する食塩泉および鉱泉

⑪ 土地構成部分の採取のための営業施設であつて継続的に営業しているものおよび鉱山監督局の監督下にある地下埋蔵物の貯蔵所

第九号ないし一号の場合には、所有者の同意が必要である。同意は、第九号の場合においては、第三九条一項の意味における共同の利益に役立つ施設に関する限りにおいて必要としな

(2) 農地整備の目的が他の方法によつては達成されえない場合には、一項一号ないし八号に掲げられている不動産は、移転されもしくは他の者に与えられうる。居住建物の場合および二号、七号および八号の場合には、所有権者の同意が必要であり、墓地の場合には、関係教会の同意も必要である。

(3) 天然記念物、自然保護地域ならびに保護されている自然の部分と保護されている自然の構成部分の現状の根本的侵害になる場合には、自然保護と自然育成について管轄権を有する官庁の事前の同意も必要である。

△改正理由V

意図されている削除は、自然保護のための随伴計画を有する道路および河川計画の確定すなわち純粋なる計画確定が整理、

具体化されたことから生ずる。

△訳注V三項の修正は、食糧・農林委で追加されたが、用語については、自然保護と自然育成に関する連邦法律参照。

第四六条 「土地改良による価値上昇」

農地整備区域の大部分が、農地整備手続における多額の公的資金による特別措置によつて、改良され、当該不動産の価値が著しく高まった場合には、参加者の補償額査定は、高められた価値を基礎としてなされうる。高められた価値は、必要な場合には、参加者の費用負担を考慮して、第二八条、三一条ないし三三条による新しい価値調査によつて確定されるものとする。参加者の補償にとつて不必要な土地の売上金は、改良費用の補填のために使われるものとする。

△改正理由V

一段について、

農地整備の変更された課題設定に基づいて、多額の公的資金によつて助成される措置——それは不動産の価値上昇をもたらす——は、多種多様でありうる。この事実からすると、農地整備区域の大部分についてその措置が実施される場合にのみ、高められた価値を補償の基礎におくことは、もはや正当化されない。

二段について、

第二八条の改正理由参照。

三段について、

改正は第一段の改正理由から生ずる。

第四七条〔土地の減歩〕（改正されず）

(1) すべての参加者は、共同施設および第四〇条による公共施設のために必要な土地を、その旧不動産の農地整備区域の全不動産に対する割合に従って、提供しなければならぬ。ただし、その土地が農地整備の前に存在した同種の施設もしくは農地整備区域の新たな測量によって生じる面積の過剰によって填補され、もしくは各参加者によって提供される場合はこの限りではない。新たな測量によって生じる面積の不足は、同様の方法によって提供されるものとする。参加者によって提供されるべき部分は、予見しえなかつた目的、不適切な形状および補償のために適切に増額されうる。

(2) 特別な理由により、共同もしくは公的施設のための土地についての需要が他の部分よりも多く存在する農地整備区域の部分のために、利益を受ける参加者の負担について他の農地整備区域とは違った基準が確立されうる。

(3) 農地整備官庁は、各参加者の明白かつ不当な過酷を避ける

西ドイツの農地整備法

ために、例外として、その共同もしくは公的施設への提供部分の全部または一部を他の参加者の負担とすることができる。

第四八条〔共同所有権の分割〕（改正されず）

(1) 農地整備区域に属する不動産で、旧来の慣習により共同所有となつてゐるものは、分割されうる。

(2) 農地整備の目的に役立ち、かつ所有権者が同意する場合には、不動産の共同所有権は他の場合においても、分割されもしくは新たに共有権の形態に形成されうる。

第四九条〔諸権利の廃止〕

(1) 農地整備の目的が必要とする場合には、土地についての役権、物上負担および取得権ならびに土地の占有もしくは利用をなしうる人的権利または土地の使用を制限する人的権利は、廃止されうる。農地整備によって不必要となる権利については、補償は行なわれぬ。〔旧来の慣習に基づく役権、総有権 Allmendrecht および類似の利用権に対しては、権利者の申請に基づいて土地補償がなされる。第四四条三項二段が、この場合にも適用される。その他の場合には、権利者は、同種の権利によって補償されるものとする。すなわち、この目的のために農地整備計画によって物権が設定されうる。この補償が不可能

であるか、農地整備の目的と一致しない場合もしくは不十分である場合には、権利者は金銭によって補償され、もしくは権利者が同意する場合には、土地によって補償されるものとする。一段に規定されている権利で、不必要にならないものが廃止される場合には、権利者は、土地によって、同種の権利によって、またはその同意を得て金銭によって補償されるものとする。土地もしくは同種の権利によって補償される場合には、第四、四条、第三、二段が、金銭によって補償される場合には、第五、二条から五、四、条が準用される。土地もしくは同種の権利による補償が、不可能であるかまたは農地整備の目的と一致し難い場合には、権利者は、金銭にて補償されるものとする。

(2) 一項一段に掲げられた権利は、それが権利者への土地補償のために、もはや従来の範囲では行使されえなくなる場合には、権利者の申請により、廃止されるものとする。

(3) 廃止さるべき権利の現存のために、旧不動産の価値減少が生ずる場合には、それが著しい場合にのみ、参加者への補償のさいに考慮されるものとする。

八 訳注

一項三段以下について、

政府草案では、字句の修正により、本条の解釈に弾力性をもたせることをねらっていたが、連邦下院の食糧農林委員会で、

一項三段以下が大幅に変更された。しかし、同委員会の報告書には変更の理由が書かれていないから、実質の変更ではなく、条文を分りやすくし、判例の見解に一定の配慮をしたものと思われる。草案の改正理由はつぎの通りである。

「改正は、連邦行政裁判所の判例に依拠して（一九七〇年八月一九日の判決、IVC 61, 67—法と農業 1971, 四三頁）次のことを明らかにしている。第四九条一項五段は、補償以外のすべての場合における前述の種類の物権の創設を排除するものではない。その他の場合であって、法律関係の規制のために必要である場合には、この種の権利の創設は、第三七条一項の趣旨に添っている。」

第五〇条 「樹木、ぶどう樹、建物およびその他の不動産の同体的構成部分」

(1) 果樹、漿果樹、ぶどう樹、ホップ樹、古蹟地、文化的記念物ならびに樹木、雑木林、やぶであって、自然保護および自然育成上の理由により、自然風景上の理由によりまたはその他の理由によって、その維持が命ぜられたものは、土地補償の受領者によって承継されなければならない。

(2) 第一項にいう木本植物に対しては、参加者組合が従来の所有者に金銭で補償しなければならない。参加者組合は、土地補

償の受領者に対して適当な求償を要求することができる。参加者は、農地整備官庁の同意を得て、別段の協定をすることができる。実を結ばず、改良されておらず、未だ移植可能であり、もしくは衰微した漿果樹、ブドー樹、ホップ樹および一項にいう樹木に対しては、金銭補償は与えられない。この場合には、従来の所有者はそれらの樹木を撤去することができる。他の法律によって除去されるべきものとされているブドー樹およびホップ樹もまた衰微したものと見なされる。当法による補償に関する規定は影響を受けない。

(3) 各ラントは、果樹、漿果樹もしくはブドー樹が撤去されるべき旨を決定することができる。ただし、それなしには、土地改良もしくはその他の収益促進策たとえばブドー園の新建設が合目的に実施されない場合に限る。

(4) その他の一項に該当しない不動産の同体的構成部分に対しては、とりわけ建物に対しては、必要とされる限り、従来の所有者もしくはその他の権利者は特別に補償されるものとする。
△訳注Ⅴ一項の修正は、食糧・農林委（下院）で追加。自然保護および自然育成に関する連邦法律参照。

第五一条（暫定的不利益に対する補償）（改正されず）

(1) 旧不動産の価値と土地補償の価値との間の暫定的差異なら

びに各参加者のその他の暫定的不利益であつて、その他の参加者のもとで発生する同種の不利益の程度を著しく超えるものは、金銭その他の方法によって補償されるものとする。

(2) 参加者組合は、当組合によって給付された決済支払の求償を、それによって利益を得る者に対して、その利益の割合に従つて、要求することができる。

△訳注Ⅴ二項については第一八条参照。

第五二条（金銭補償）

(1) 参加者は、自ら同意する場合には、土地による代りに、その全部または一部につき金銭による補償を受けることができる。

(2) 同意は、その有効性のために書式を必要とする。同意は、

農地整備官庁に送達されもしくは審議録（第一二九条ないし第一三一条）に記載された場合には、もはや撤回されえない。

新(3) 同意が撤回されえない場合には、参加者は、以後、金銭にて補償を受けるべき不動産を譲渡もしくはこれに負担を課することは許されない。処分禁止（民法典第一三五条）は、農地整備官庁の依頼により、参加者組合のために、また同意ある場合には一定の第三者の利益において、この者のために登記簿に登記されるものとする。処分禁止が登記されていない限り、

不動産、不動産に関する権利もしくはかかる権利に関する権利の法律行為による取得者は、取得のさいに処分禁止を知っていた場合にのみ金銭補償の支払を自己に対する関係において承認しなければならない。民法典第八九二条が準用される。参加者が不動産の一部についてのみ金銭による補償を受ける場合には、処分禁止はこの部分についてのみ登記されるものとする。

△改正理由▽

従来第五三二条二項の規定が、体系的な理由により、第五二条の新三項として付加される。この場合に、金銭補償に関する同意の撤回不可能性によって、処分禁止が理由づけられている。従来第五三二条二項一段の文言によれば、現存の負担を理由とする金銭補償の支払は、第三者の権利保護を考慮して（第七二条以下）、不可能であり、かつ土地登記所が処分禁止の登記を第五三二条二項一段を準用して拒否するという場合に困難が生ずるのである。第五二条三項一段の新文言は、土地を譲渡する不動産所有者にとっての損害なしに、土地登記簿上の保全を可能にしたのである。

処分禁止が不動産の一部のみ及びうるという可能性により、不動産の一部に対する土地補償を放棄した参加者に不当な負担が課されるという事態は回避されるべきである。

第五三二条 「金銭補償の支払」

〔1〕参加者が全員でもしくは各自で旧不動産に対して金銭による補償を受け、かつ金銭補償額を了承する場合には、当金額は、農地整備計画実施以前においても支払われうる。金銭補償の支払後においては、もはやその変更を要求することはできない。〕

〔1〕 参加者の全部もしくは一部が金銭による補償を受け、かつ金銭補償額を了承する場合には、当該金額は、処分禁止（第五二条三項）が登記簿に登記されると同時に、すでに農地整備計画の実施以前においても支払われうる。金銭補償の支払後においては、もはやその変更を要求することはできない。

〔2〕 参加者は、金銭補償が支払われた不動産を、もはや譲渡もししくはそれに負担を課することはできない。処分禁止（民法第一三五条）は、農地整備官庁の要請により登記されるものとする。処分禁止が登記されていない場合においては、不動産、不動産に関する権利、またはかかる権利に関する権利の取得者は、処分禁止が取得者に知られていた場合にのみ、金銭補償支払を自己に対する関係においても認めなければならない。〕

〔3〕〔2〕 不動産が第三者の権利によって負担を課せられている場合には、補償は当該権利の価値を控除した後支払われるものとする。参加者組合もしくは公共内地植民事業団は、当該権

利に基づいて存在している所有権者の人的権利を、債権者の同意を必要とせずに承継することができる。承継は、債権者への通知によって効力を生ずる。この時点までに、参加者組合もしくは内地植民事業団はその債権者に弁済する義務を所有権者に對して負う。

△改正理由▽

従来の文言は、参加者が土地台帳および土地登記簿に記載されている不動産の全部に対してではなく、価値もしくは面積のみに従って確定された補償の一部分に対して金銭によって補償される場合に、解積上の困難に遭遇した。文言解釈によれば、この場合には、まず初めに新不動産が形成されなければならない。土地の調達という努力目標のために当規定の適用を容易にするためには、新文言が必要である。何故ならば、新文言は不動産および価値単位についてその交付と補償を同時に許しているからである。

第五四条〔金銭補償〕

(1) 金銭補償 Geldabfindung および調整金 Geldausgleich は、妥当なものでなければならぬ。金額 Kapitalbeträge は、第二八条による価値を基礎とし、建設用地ならびに、建築施設の場合には、第二九条による価値を基礎として確定されるものと

する。当金額は、分担金(第一九条)と相殺される。

(2) 金銭補償の結果参加者の補償のためには必要でなくなった土地および第四六条による同種の土地は、農地整備の目的に相応する方法においてもしくは内地植民のために使われるものとする。その土地が誰の所有に配分されるかは、農地整備計画によって決定される。配分については第五五条が準用される。

△訳注▽一項の修正は食糧・農林委(下院)にて追加。第二九条参照。

第五五条〔農地整備と内地植民の結合〕

(1) 内地植民事業団が参加者である場合には、同事業団に帰属する補償金は、その同意を得て、農地整備計画により、内地植民者の一人に、もしくは区分して数人に配分されうる。

(2) 農地整備官庁は、内地植民事業団の不動産に設定されている抵当権を、当該不動産が別々の内地植民者に配分されている場合においては、農地整備手続において調査されたその価値に従って、農地整備計画において配分することができる。債権者はその配分に異議を述べることができない。

(3) 新しい権利状態の発生後においては、内地植民者は、配分された抵当権の基礎となっている人的請求権に対して、それが抵当権付不動産の負担に相応する限度において、責任を負う。

従来債務者に対する債権者の権利は消滅する。

(4) 二項および三項の規定は、土地債務、定期土地債務および物上負担に対して準用される。ただし二項は、隠居分 *Altenteile* については、権利者の生計が配分によって危険にさらされない場合にのみ適用される。

第三節 農地整備計画

第五六条〔境界確定〕(改正されず)

農地整備官庁は、農地整備計画の作成前に、必要な場合には、農地整備区域の境界に堅固な境界標を設定することを保証しなければならない。農地整備官庁は、区域の境界を画する不動産の所有者から、必要な境界承認を取得しなければならない。境界承認は、農地整備区域の境界が農地整備計画の決定によって確定される場合には、これによって代替されうる。

第五七条〔補償に対する希望〕(改正されず)

農地整備計画の作成前に、参加者は、補償に対する希望を聴取されるものとする。

第五八条〔農地整備計画〕

(1) 農地整備官庁は、農地整備計画における手続の結果を総括

する。農地整備計画においては、自然保護のための随伴計画を有する、道路および河川計画が採用され、共同および公共施設ならびに旧不動産および関係者の権限が確認され、その他の権利関係が規制される。農地整備計画においては、土地登記簿に登録された所有者が記載されなければならない。また第一二条二、三段、第一三条および第一四条により、その者に代って、他の者が関与者として取扱われる場合には、他の権利者もまた記載されるものとする。

(2) 町村の境界は、農地整備計画によって変更されうる。ただしそれが農地整備のために合目的である場合に限り、郡境界、行政区の境界およびラントの境界が市町村の境界と一致する場合には、変更は、これらの境界に及ぶ。市町村および郡境界の変更が意図されている場合には、管轄権を有する市町村監督官庁へ適時に報告されるものとする。変更は、利害関係を有する区域の固体の同意を必要とする。

(3) 農地整備計画は、上級農地整備官庁の認可を必要とする。

(4) 農地整備計画は、関係者の共同の利害もしくは公共の利害に適する確定として、市町村条例の効力を有する。農地整備手続の終了後においては、確定は、町村監督官庁の同意を得て、市町村条例により、変更されもしくは廃止されうる。

△改正理由▽

第四一条の改正理由参照。

第五九条〔農地整備計画の公示、異議〕

(1) 農地整備計画は、関与者に公示されるものとする。新農地配分は、依頼により、現場において関与者に説明されるものとする。

(2) 関与者は、手続からの排除を回避するために、公示された農地整備計画に対する〔抗争〕異議を聴問期間内に提出しなければならぬ。この点については、召喚状と期日において指示されるものとする。召喚期日は二週間とする。

(3) 〔各参加者は、その新不動産を面積と価値に従って証明し、その提供財産に対する全補償関係を証明する農地整備計画の抄本を取得すべきである。〕各参加者には、農地整備計画の抄本が送達され、これが、面積および価値に従つてその新不動産を証明し、ならびに参加者の提供財産に対する全補償の割合を証明する。抄本は聴問期日のための召喚状に添付されるべきである。公告によって召喚される場合には、抄本は聴問の二週間前に送達されるべきである。

(4) 第二項による〔抗争〕異議は、審議記録（第一一九条から第一三七条）に記載されるものとする。

(5) 各ラントは、期日に提出されるべき抗争に代り、もしく

はそれと共に期日 *Terminstage* の後二週間以内に、書面による抗争を許すことができる。〕

(5) 各ラントは、期日に提出されるべき異議に代つて、もしくはそれと共に期日後二週間以内に書面による異議を許すことができる。

△改正理由▽

二項と四項について、

行政裁判所令第一九〇条一項四号は、行政裁判所令と農地整備法との差異を期日に維持している。行政裁判所令の規制と異なる農地整備法の規制に属するものとしては、とりわけ、権利救済手続に関する規定をあげることができる。これは農地整備法に規定されている短かい期間ならびに権利救済の表示についても同様である。期間が行政裁判所令による一般的権利救済手続よりも短縮されたのは、つぎのような理由によつてゐる。すなわち農地整備手続は、各部分ごとに実施され、かつ可能な限り急がなければならないからである（行政裁判所判決一九五九年二月二四日農業の法 *1959* 二二二頁参照）。この原則はこの期間の維持を正当化している。

これに対して行政裁判所令と異なる権利救済の表示の維持は、もはや正当化されない。とりわけ、農地整備法第一四二条一項については、異議 *Widerspruch* が、すでに採り入れられ

ている。第五九条二項による権利救済申立の特別形式は、農地整備手続の実務上の必要と、関与者との関係において、放棄されえない。

三項一段について、

変更は、第一一二条において適用されうる旨明確に規定されている行政送達法への文言上の適応を含んでいる。他方では、農地整備計画の抄本の送達義務は、参加者の権利保護のために必要なものである。

五項について、

新文言は一方では行政裁判所令の用語法への適応を意味している（二、四項について改正理由参照）。他方では、期日に提出されるべき異議に代りもしくはそれと共になされる異議については、権利救済手続に関する一般原則が妥当する。

第六〇条 「農地整備計画の変更」

(1) 農地整備官庁は根拠のある「抗告」異議を処理しなければならぬ。農地整備官庁は、必要と考ふる農地整備計画のその他の変更も行うことができる。変更の公示および聴問はそれについての関与者に限定されるものとする。その他の点については、第五九条の規定が適用されるものとする。

(2) 農地整備官庁は、審議後においても未処理の「抗告」異議

を第一四一条一項の規定に従い、上級農地整備官庁に提出する。

△改正理由▽

行政裁判所令への適応につき、第一三条と第五九条二、四項の改正理由参照。行政裁判所令の一般的権利救済手続にこれ以上適応させるならば、農地整備手続の特殊性に反することになるだろう。各参加者の補償は、すなわち、変更があるかもしれないという留保のもとにある。というのは、補償は全計画の一部分を成しているからである。

第四節 農地整備計画の施行

第六一条 「農地整備計画の確定力」

「農地整備計画は、それに対する抗告が提起されず、もしくは抗告について確定力ある裁判がなされた場合に、確定する。」
 農地整備計画が取消されなくなった場合に、農地整備官庁はその施行を命ずる（施行命令）。施行細則（第六二条、第六三条）において決定されるべき時点において、農地整備計画に規定された新しい法律状態が、従来の権利状態に代って発生する。

△改正理由▽

一段について、

一段は、法体系的理由により、一般行政理論において発展した用語法からの「取消不可能性」という概念を同時に承継して、第六二条一項の規制を承継している。これは同時に法定解釈 Legaldefinition を含んでいる。旧文言における第一項は、農地整備計画が取消不可能になるための可能性を含んでいるわけではない。

二段について、
改正は一段の新文言から当然に生ずる。

第六二条〔施行命令〕

〔(1) 農地整備計画の確定力発生後に、農地整備官庁はその施行を命ずる(施行命令)。〕

(2) ↓(1) 施行命令および新しい権利状態の発生時点(第六一条二段)は、公示されるものとする。公示においては第七一条三段による期間が明示されるものとする。

(3) ↓(2) 参加者組合の理事会の意見を聴取して作成された移行規則によって、農地整備官庁は新しい権利状態への現実の移行すなわち新しい不動産占有と用益への移行を規制する。

(4) ↓(3) 移行規則は、農地整備市町村の行政庁もしくは参加者組合の理事会において、関与者の縦覧に供されるものとする。

縦覧は公示されるものとする。

△改正理由▽

改正は第六一条一段に関する変更から生ずる。

第六三条〔取消不可能前の施行命令〕

(1) 農地整備計画の施行は、農地整備官庁が未処理の〔抗告〕異議を第六〇条二項の規定に従って、上級農地整備官庁に提出し、かつ施行の比較的長期の遅延から著しい損失が生じる恐れがあるときは、〔確定される〕取消不可能となる前においても命令されうる(確定前の施行命令)。

(2) 取消不可能となる前に実施された農地整備計画が変更され、取消不可能となった場合には、この変更は、法律的には、実命令が〔確定された〕取消不可能となった日に遡ってその効力を生ずる。農地整備官庁は、変更の現実の施行を移行規則によって規制する。変更は関与者に告示されるものとする。

△改正理由▽

行政裁判所令への適応——第一三条および第五九条三、四項の理由改正参照および一般行政法理論の用語法への適応——第六一条一般に関する改正理由参照。

第六四条〔施行命令後における農地整備計画の変更〕

公の利益もしくは従前には存在していなかった、関与者の重

要な経済的需要がそれを必要とする場合、または関与者に確定力ある裁判所の裁判が告示された場合には、農地整備官庁は、農地整備計画を施行命令（第六一条、第六二条）、六三条の後ににおいても変更し、もしくは補充することができる。手続については、第五九条から第六三条が準用される。第六三条二項は、農地整備計画の施行が第〔六二〕六一条一段に従って命令された場合にも準用される。

△改正理由▽

改正は第六一条一段に関する改正から生ずる。

第五節 仮りの占有指定

第六五条 「仮りの占有指定のための要件」

(1) 新不動産の境界が所在地に移転され、かつ新不動産の面積と価値に関する終局的な証拠が存在し、ならびに各関与者による提供財産に対する補償関係が確定している場合には、関与者は、新不動産の仮の占有指定を受けることができる。新耕地区分は、関与者に公示され、かつ申請あるときは、現地において説明されるものとする。仮りの占有指定は農地整備区域の一部に限定されることもできる。

(2) 農地整備官庁は仮りの占有指定を命令する。第一八条二項の規定は適用されないものとする。「命令」仮りの占有指定は

公示されるものとし、一項三段の場合においては送達も可能なものとする。第六二条および三、〔四〕項の規定が準用される。

△訳注▽二項三段の修正は、食糧・農林委（下院）にて追加。農地整備実務の意向に添ったものと説明されている。

第六六条 「仮りの占有指定の効果、占有移転」

(1) 新不動産の占有、管理および利益は、移行規則において規定された時に、新耕地配分において指定された受領者に移転する。生産物もしくはその他の構成部分について特別の法律関係が存在しうる限りにおいては、受領者は新不動産の所有者とみなされる。とりわけ、新不動産の生産物は、法律的には旧不動産の生産物に代替する。農地整備官庁は別段の定めを置くことができる。

(2) 第六九条から第七一条の規定が準用されるものとする。

(3) 仮りの占有指定の法律的效果は、農地整備計画の施行によって終了する（第〔六二〕六一条、第六三条）。

△改正理由▽

第六一条一段に関する改正から生ずる。

第六七条 「金銭による補償」（改正されず）

(1) 金銭による調整料および補償は、できる限り第六五条二項による命令に添えて給付されるものとする。ただし、第三者の権利が第七四条ないし第七八条によって保護されている場合はこの限りではない。

(2) 農地整備計画における最終的確定の後に、別段の額において支払われ、もしくは他の関係者によって支払われるべき金額は、農地整備計画の施行後に補償されるものとする。

第六節 第三者の権利の保護

第六八条 「土地補償に際しての第三者の権利」(改正されず)

(1) 補償土地 Landabfindung は、旧不動産に関する権利および旧不動産に関する法律関係で廃止されないもの(第四九条)に関して、旧不動産に代替する。旧不動産上にあるその土地に結合されている公の負担は、その土地の状態で、指定された新不動産に移転する。

(2) 異なった権利関係に該当する数個の旧不動産または旧権利に対して一括して補償土地が与えられる場合には、農地整備官庁はいずれの新不動産、または新不動産のいずれの部分がそれぞれ旧不動産もしくは旧権利に代替するのかを決定しなければならない。

(3) 申請により、かつ必要な場合には職権により、農地整備官

庁は、第二項によって決定された部分に代えて特別の不動産を指定しなければならない。ただし第四九条一項に記載されている種類の権利の部分に関してはこの限りではない。

第六九条 「用益権 Nießbrauch」(改正されず)

用益権者は、所有者の負担となっている分担金(第一九条)のうち適切な部分を支払い、その余の分担金につき所有者に支払の日から適切な利率で利子を支払わなければならない。用益の基礎となつている超過配分地に対して所有者が支払わなければならない調整金に対しても、同様に利子が支払われるものとする。

第七〇条 「用益貸借」(改正されず)

(1) 用益貸借関係の場合には、新旧用益貸借間の価値の差異は、用益賃料の増減により、もしくはその他の方法で調整される。

(2) 用益賃借地が農地整備によって著しく変更され、用益賃借人にとって経営が本質的に困難になる場合には、用益賃借関係は、施行命令公布の賃貸借年度もしくはその次の賃貸借年度の終了をもって解消されるものとする。

(3) 一項および二項の規定は、契約当事者が別段の定めをした

場合には、適用されない。

第七一条 「第六九条 第七〇条による給付および調整金の確

定、用益貸借関係の解消、申請期間」(改正されず)

第六九条による給付、第七〇条一項による調整金および第七〇条二項による用益貸借関係の解消については、農地整備官庁が決定する。決定は申請に基づいてのみなされる。第七〇条二項の場合には、用益賃借人のみが申請権を有する。申請は施行命令の公布後遅くとも三ヶ月以内に農地整備官庁においてなされなければならない。

第七二条 「純粹金銭補償の場合における債権者の権利」(改正されず)

(1) 参加者が金銭のみによって補償される場合には、旧不動産に関する抵当権、土地債務、定期土地債務および物上負担の所持者ならびに公の負担の未払金の債権者または公の負担として旧不動産に附着している定期金の債権者は、金銭補償を必要とする。

(2) 異なった権利関係にある数個の旧不動産もしくは旧権利に対して金銭補償がなされる場合には、農地整備官庁は、金銭補償額のどの部分が旧不動産もしくは旧権利に代るものであるか

を決定しなければならない。

第七三条 「隠居分権利者に対する特別補償、取得権、および

その他の権利」(改正されず)

参加者が金銭のみによって補償される場合には、隠居分権利者ならびに旧不動産に関する取得権の所持者または当不動産を占有もしくは利用もしくはは当不動産の利用を制限する物権的もしくはは債務的権利の所持者は、特別に補償されるものとする。第四九条一、三項の規定が準用される。

第七四条 「純粹金銭清算の場合における物権の保護」

参加者が金銭のみによって補償されるときは、「抵当債権者、土地債務の債権者、および定期土地債務の債権者および物上負担の権利者の」つぎの諸権利は第七二条一項により、それが登記簿上もしくはその他の方法によって明らかである限りにおいて、次の規定に従って保護される。

1 その権利が争われておらず、参加者と権利者とが支払について合意し、いかなる第三者も金銭補償について物権を主張しない場合には、農地整備官庁は、参加者組合に対し、権利者に金銭を支払うよう指示する。

2 その権利が争われており、または参加者と権利者とが支

払について合意しておらず、または第三者が金銭補償について物権を主張している場合には、農地整備官庁は参加者組合に対して、金銭を、金銭補償を受けた参加者、権利者および第三者のために、配分に関する第三号により管轄権を有する区裁判所にて、取戻権を放棄して、供託するよう指示する。供託後においては、農地整備手続における金銭補償を理由とする請求権はもはや主張されえない。区裁判所は、供託された金額を第七五条の基準に従って配分する。第一〇八条は適用されない。

3 配分については、権利による負担を負っている不動産が存在する行政区の区裁判所が、管轄権を有する。負担を負った不動産が異なった区裁判所の行政区に存在する場合には、負担を負った不動産の最も大きいものが存在する行政区の区裁判所が管轄権を有する。疑わしき場合には、一八九七年三月二四日の強制競売および強制管理に関する法律が準用される。

4 金銭補償によつては満足されない抵当権、土地債務、定期土地債務、および物上負担は、消滅する。

△改正理由▽

提案されている改正は、第七四条を直接的に第七二条に結合し、これまで別個に記載されていた公的負担の未払金または公的負担としての旧不動産に附着している権利を同時に把握している。

第七五条 「分配手続」(改正されず)

(1) 新しい権利状態発生後においては、各供託関与者は、その権利を争っている共同関与者に対して供託された金額に関する権利を正式の法廷において主張し、もしくは裁判所の分配手続の導入を要求することができる。

(2) 分配手続に対しては、強制競売の場合における売上金の分配に関する規定が、次の事項を例外として準用される。

1 分配手続は決定によって開始されるものとする。

2 申請人に対する手続開始決定の送達は、強制競売法第一条の意味における差押えとみなされる。不動産がすでに強制競売もしくは強制管理手続において差押えられているときは、送達済とする。

3 分配裁判所は、手続の開始にさいして、職権により、土地登記所に対し、強制競売法第十九条二項に記載されている報告を求めなければならない。土地登記簿用紙の公証された謄本には、新しい権利状態が成立した時点において存在している抵当権、土地債務、定期土地債務、および物上負担に関する登記ならびにその後になされた変更および削除が記入されるものとする。

4 回帰的付随給付に対する請求権は、供託の時点までにおいてのみ考慮されるものとする。

第七六条 「付加的金銭補償」

(1) 参加者が土地補償と共に金銭補償を取得すべき場合において、それが「三〇〇」一、〇〇〇DMを超え、もしくは負担を負った旧不動産の価値の二〇分の一(第二八条、二九条)を超える場合には、農地整備官庁は、第七四条に記載された権利者に、農地整備手続における金銭補償についての権利は権利者がこれを一ヶ月以内に申請する場合に限り保護される旨の指示と共に、補償を公示しなければならない。

(2) 申請が適時になされた場合には、農地整備官庁は、申請人の権利および後順位の権利を第七四条の規定を準用して保護しなければならない。ただし申請人の権利については、優先順位の権利を考慮すると、負担を負っている旧不動産に対する土地補償の価値によっては保護されない場合に限る。農地整備官庁によって決定されるべき期間内に、優先順位の権利を除去し、他の不動産を補償不動産に構成部分として登記しもしくは補償不動産を永続的に改良した場合には、本項は適用されない。

△改正理由▽

改正は、農地整備法発効以来、上昇した地価を考慮すべきである。

第七七条 「金銭補償のさいにおける物権に関する第三者の権

利」(改正されず)

第三者の権利が存在し、それが第七四条によって保護されるべきであり、もしくはその所持者が第四九条もしくは第七三条によって金銭により補償される場合には、第七四条ないし第七六条の規定が準用される。

第七八条 「金銭補償の準備」(改正されず)

参加者組合は、補償金を受領権者のために使用するまでに、信用機関の特別勘定に準備しなければならない。

第七節 公簿の更正

第七九条 「農地整備官庁の要請」

(1) 新権利状態発生後においては、公簿は農地整備官庁の申請により、農地整備計画に従い、更正されるものとする。

(2) 農地整備計画に対する抗告によって生じた権利変更については、要請は、抗告に関する確定力ある裁判の後になされるものとする。」

(2) 権利救済手続における裁判によって発生する権利変更については、申請は、裁判が取消しえなくなった後においてなされるものとする。

△改正理由▽

行政裁判所令への適応——第一条および第五九条二、四項の改正理由参照。

第八〇条 「土地登記簿への登記」(改正されず)

土地登記簿更正のための要請には、新権利発生に関する証明書および農地整備計画の公証された抄本が添付されるものと、その抄本は次の事項を証明しなければならない。

- 1 農地整備区域に属する不動産の所有権者
- 2 旧不動産および旧権利ならびにこれに指定された補償
- 3 土地配分ならびに共同施設および公共施設
- 4 抹消されるべき権利、新しい不動産へ移転されるべき権利および新しく登記されるべき権利

第八一条 「不動産の官庁記録簿としての農地整備計画、不動産台帳の官庁による継続処理」(改正されず)

- (1) 不動産台帳の更正までは、農地整備計画は不動産の官庁記録簿(土地登記令第二条第二項)として使われる。
- (2) 農地整備官庁が、不動産台帳更正のための書類を不動産台帳処理について管轄権を有する官庁に提出した場合には、書類の継続処理のため更正終了前においても当該官庁は管轄権を有する。

第八二条 「参加者による土地登記簿更正請求」

農地整備官庁が土地登記簿の更正をいまだ行なっていない場合には、その権利が農地整備計画に対する「抗告」異議によって影響を受けないことが予定されている参加者は、直ちに農地整備官庁を通じて土地登記所に対して新不動産の登記によって土地登記簿を更正するよう請求することができる。請求には、新不動産の発生に関する証明書の他、申請者の新旧不動産に関する証明書が添付されるものとする。

△改正理由▽

行政裁判所令への適応である。改正理由第一三号および第五九条二、四項参照。

第八三条 「後発的更正の土地登記簿への承継」(改正されず)

農地整備計画の後発的変更、補充または更正は(第六四、第一三二条)、第七九条以下に従って土地登記簿へ承継される。

第四章 特別規定

第一節 森林不動産

第八四条 「第一条の意味における農村土地所有」(改正されず)

森林不動産もまた本法の意味における農村土地所有である。

第八五条〔特別規定〕（改正されず）

森林不動産を農地整備手続に關与させるについては、次の特別規定が適用される。

- 1 第五條二項、第三八條および第四一條二項の場合においては、森林職能代表が準じて關与するものとする。
- 2 一〇ヘクタール以上の面積を有するまとまりを持った森林地を手続に編入するためには、森林監督官庁の同意を必要とする。
- 3 整理統合を必要とせず、農地整備によって何らの本質的利益を受けない比較的大きな森林不動産については、分担金（第一九條）は徴収されないものとする。
- 〔4 木末現在高の評価が必要な場合には、その価値は、森林評価の原則に従って調査されるものとする。〕
- 4 木材現在高の価値が調査されるべき場合には、森林評価の原則が適用されるものとする。
- 5 農地整備決定の公示から施行命令までの間に、通常の経営範囲を超えて木材を伐採するには、農地整備官庁の同意を必要とする。同意は森林監督官庁の了解ある場合にのみ与えられる。
- 6 第五号の規定に違反して木材伐採がなされた場合には、農地整備官庁は、木材を伐採した者に対して、伐採又は間伐される。

た面積を森林監督官庁の指示に従って通常の状態に回復しなければならぬ旨命ずることができぬ。

7 三ヘクタール以上の面積を有する一団の森林地については、所有権者もしくは森林監督官庁の同意ある場合にのみ、本質的変更がなされうる。

8 〔所有権者が同意するか、もしくは農地整備の目的が他の方法によつては達せられない場合にのみ森林地を他の者に与えることが許される。〕森林地が他の者に与えられる場合には、立木については、可能な限り、木材価格による補償がなされるものとする。

9 共同所有となつている（第四八條一項）森林不動産の分割および役権（第四九條一項）の廃止には、森林監督官庁の許可を必要とする。

〔10 第五〇條が準用される。〕

10 第三一條二項および第五〇條が準用される。

△改正理由▽

4号について

第二八條の改正理由参照。

10号について

第三一條二項の指示により、森林不動産の価値の評価のためには、特に定評のある専門家が召喚されるべき旨が明らかにさ

れるべきである。

第二節 簡易農地整備手続

第八六条〔特別規定〕

(1) 〔鉄道、市街地電車軌道、自動車道路、道路、水路の設置、変更または除去により、もしくは一般的な土地整備改善施策のための類似の施策により生じ、またはすでに生じた損失を除去するため、または土地改革手続もしくは内地植民地手続またはその他の建設施策の実施を容易にするために、農地整備手続は、一つまたは複数の市町村の一部において実施されうる。〕
〔鉄道、市街地電車軌道、街路、道路、河川の設置、変更もしくは除去により、または一般的土地整備改善施策のための類似の施策により、将来において生じもしくはすでに生じた損失を除去するために、または内地植民手続、都市建設施策、自然保護および自然育成施策もしくは市街地および自然風景の形成の実施を可能にするために、農地整備手続は、一つもしくは複数の市町村の一部においても施行されうる。〕

その場合には、第四条、第六条二、三項、第六二条〔二、四項〕一、三項の規定に代って、次の特別規定が適用される。

1 農地整備官庁は、決定によって農地整備を命じ、農地整備区域を確定する。決定には理由が付されなければならない。決

定の重要な部分は、関与者に謄本の形で送付され、もしくは公示されうる。

2 事業または施策の担当者は、補助的関与者（第一〇条二号）とする。

3 〔評価結果〕価値調査結果の公示は、農地整備計画の公示と共になされうる。

〔4 道路および河川計画の作成は省略されうる。〕

4 自然育成のための随伴計画を有する道路および河川計画（第四一条）の作成は省略されうる。自然育成のための随伴計画を有する道路および河川計画が作成されず、かつ農地整備手続が、自然保護および自然育成策を可能にするために、実施される場合には、農地整備手続における相応する施策が指示されるものとする。

5 施行命令および移行規則は、関係者に謄本の形で送付され、もしくは公示されうる。

新6 第九五条が準用される。

(2) 施行費用（第一〇五条）は、損失が他の法律の規定による計画確定手続において考慮されず、かつ当該計画確定後に明らかになった場合に限り、施設を設置、変更もしくは除去によって生じた損失に応じて、事業の担当者に課され〔うる〕べきである。施設を設置、変更もしくは除去以来五年間経過した場合に

は、本項一段の費用は、事業の担当者にはもはや課されえない。

(3) 簡易農地整備手続は、散村、比較的小面積の市町村、散居村形態の農民的土地所有の存する地域ならびにすでに農地整備がなされたがより強力な不動産の整理統合が必要とされている市町村についても許される。本条一項の要件は必要としない。

△改正理由▽

一項一段について、

大規模な自然保護および自然育成策は、原則として土地要求なしには実施されえない。それ故、簡易農地整備手続の手段を導入することが、合目的でありうる。第八条一項において提案されている補充によって、そのための法的可能性が造られるべきである。簡易農地整備手続は、都市建設施策を可能にし容易にするための手段としても現れる。

自動車専用道路ではない街路によっても一般的土地整備改善施策にとって同等な損失が発生しうるという経験に基づいていゝる。「水路」という概念に代えて河川という概念を用いたのは、水利経済法への適応を意味している。

一項二段について、

改正は第六二条一、三項の改正から生ずる。

一項三号について、

改正は第二八条の改正から生ずる。

一項四号について、

簡易農地整備手続においては、自然育成のための随伴計画をもつた道路・河川計画の作成は除外されうる(第八六条一項二段四号)。しかし、これがなされ、かつ自然保護および自然育成措置を可能にし、もしくは容易にするために手続が実施される場合には、自然育成施策の義務的記述が不可欠である。したがって、農地整備計画において、相応する施策がとられるものとする。

一項六号について、

小面積および少数の参加者の手続の場合には、複数理事による理事会の形成は、しばしば必要ではないように思われる。したがって、同様の場合に、新法によれば、理事会形成の自由選択が規定されている。

△訳注▽二項一段の修正は食糧・農林委(下院)で追加。一定の場合に費用負担義務を明規したものと説明されている。

第三節 事業のための広範囲な土地調達第八七条〔要件〕
第八七条〔要件〕

(1) 農村の不動産を広範囲に必要とするであらう、特別な理由により土地取用が〔実施〕許される場合において、該当者のもとで生じた土地損失が広範囲な所有権者に配分され、または事業

によって生じた一般的土地整備改善施策のための損失が回避されるべき場合には、土地収用官庁の申立により、農地整備手続が導入されうる。土地損失の配分の範囲は、農業職能代表と協議して規制されるものとする。

〔2〕 土地収用手続における計画が仮りに確定された場合には、農地整備手続は、直ちに命令されうる。〕

(2) 農地整備手続は、その利益のために土地収用が実施されることになっていくところの事業のための計画確定手続もしくはそれに相応する手続が導入される場合には、直ちに命令されうる。農地整備計画の公示（第五九条）および新不動産の占有に関する関係者の暫定的指定は、事業のための計画確定またはそれに相応する行政行為が取消不可能になるかまたは執行可能と宣言された後にはじめて、許される。

(3) 新計画確定手続もしくはそれに相応する手続が中止される場合には、農地整備手続もまた中止されるべきものとする（第九条）。但し、上級農地整備官庁は、かかる手続の実施を必要なものと考え、かつ参加者の利益を既得のものと考える場合には、農地整備手続が第一条および第三七条または第八六条の基準により実施されるべき旨を命ずることができる。第五条一項および二項および第六条二項および三項が準用されるものとする。

(4) 上級農地整備官庁は、一項の要件が存在する場合には、収用官庁の申立により、農地整備手続が、第八七条以下の適用による手続として実施される旨を命令することができる。第五条一項および二項および第六条二項および三項が準用されるものとする。

△改正理由▽

一項一段について、

第八七条二項との関連において一項の現行文言を解釈するならば、第八七条以下の補充的適用による農地整備の実施にとつては、特別な理由により土地収用が実施され、かつ土地収用手続における計画が最少限度暫定的に確定されていることが必要である。これはまさに、特別法により収用のための法律的根拠が存在し、かつこれが相応する規定により許されるものでなければならぬということの意味している（連邦行政裁判所、一九七〇年六月一九日 IVB 196. 69 「農業の法」一九七〇年一九四頁）前述の改正はその限りにおいて、志向されていることの明確化に役立つ。

二項について、

従来の第二項の文言によれば、農地整備手続は、収用手続における計画が暫定的に確定された場合にはじめて命令されうる。この文言は土地収用手続における計画の暫定的確定を規定

しているプロイセン土地収用法の文言を手本にしている。これに対して、現行の計画確定法においては（例えば、鉄道、街路、河川および軍事施設）、暫定的計画確定は規定されていない。現行の計画確定法は、むしろ取消不可能となると直ちに最終的効力を有する計画のみを知っている（この点につき第四一条に関する改正理由をも参照）。この（建築）計画確定が収用法の意味における暫定的計画確定として通用するということが一般的に承認されているから、当規定が誤解を回避するため、新たに起草されるべきであろう。計画確定手統の導入と取消不可能性との間には、農地整備のために止むをえずむだに過ぎざるをえない比較的長い期間が存在することがある。しかし、一般的には土地収用が実施されるべき事業の場合には、計画確定の後直ちに作業が開始されることが予想されるものとす。農地整備官庁がその施策のさいに事業の実行と歩調を合せることができるよう、農地整備手統の経過を事業の経過に合せうるといふことが、したがって重要な問題となる。

一項二段の規制は、この目的に役立つ。この規制は、関係者の利益のための保護規定であり、自から分りやすいものである。三、四項について、

いわゆる事業手統の意義は、非農業的計画および措置の農村

空間に対しますます強まりつつある影響に鑑みるならば、常に増大している。都市建設上の再開発 Sanierung 措置および発展措置については、都市建設促進法七〇条によって、第八七条以下と結合された農地整備のための法的根拠が造られている。計画確定手統もしくはこれに相応する手統が中止される場合において、相応する要件が存在する場合には（第三項）、すでに人的かつ物的出費がなされている開始された手統を、第一一条および第三七条もしくは第八六条の基準に従って実施することが、実務の必要に、とりわけ公的資金出費節約に関する原則に相応している。第一一条および第三七条の基準に従って命令された農地整備手統が第八七条以下に従って続行されるか否かという問題は、判例において争われてきた（一九七一年度農地整備裁判官の作業会議報告書「農業法」一九七二年二号の附録九頁参照）。収用措置の必要性は、場合によっては、第一一条および第三七条の基準に従って命令された手統の間にしかもその進展した段階においてはじめて生ずることがありうる。かかる農地整備手統が第一一条および三七条ならびに第八七条以下の基準に従って、導入されうるといふことは主張されえないであろう。従って、第一一条および三七条の基準による農地整備を第八七条以下の補充的適用によって続行することが許されなければならぬ。それによって、自然育成のための随伴計画を有する

道路および河川計画のための事前の準備作業がなされる。その他、重要な費用節約（例えば、さもなければ必要になる橋梁工作物、道路、陸橋および地下道など）を伴う事業へのより良き適応がなされ、事業から生ずる一連の損失が回避される。一項の要件が存在しなければならぬ。同様に、関係すること予定されている不動産所有者への事業目的に関する事前の説明が確保されなければならない（第八八条一号一段）。

まず初めに簡易農地整備手続が命令され、かつ後に、簡易農地整備手続の経過において事業がそれに必要な面積の土地を調達することができないということが判明したことにより、いわゆる事業手続の実施の必要性が生じる場合にも、同様の考慮が妥当する。

第八八条〔特別規定〕

第八七条の場合における農地整備手続については、次の特別規定が適用される。

1 農地整備決定（第四条）および不動産所有者への説明（第五条一項）の場合においては、手続の特別目的が指示されるものとする。

2 事業の担当者は補助関与者とする（第一〇条二号）。

〔3〕 第三六条による暫定命令は、事業担当者の利益のために

西ドイツの農地整備法

許される。命令は、義務履行と結合され、もしくは条件とりわけ担保の給付に依存せしめられる。上級農地整備官庁は、事業について管轄権を有する上級官庁の申立により、事業の担当者に必要な用地の占有を何時指定すべきかを確定する。〕

3 事業について管轄権を有する官庁の申立により、農地整備官庁は、第三六条による暫定命令を発することが出来る。命令は、義務履行と結合され、もしくは条件、とりわけ担保の給付に依存せしめられる。事業の担当者は、暫定命令の故に関係者のもとに発生した損失に対して、補償を金銭で給付しなければならぬ。ただし、発生した損失が関与者の同意によってなされた代替用地 *Ersatzflächen* の暫定的提供により調整される場合はこの限りではない。補償は、農地整備官庁によって確定された額において、参加者組合のもとに支払われるものとする。

4 事業に必要な用地は、参加者により、農地整備区域の全不動産の価値に対する旧不動産の価値の割合に従って供出されるものとする。第四、五条はその限りに、適用されない。供出に当って、農業経営もしくは造園経営は、その経営の続行が危険にさらされない限度において関与せられるものとする。用地は、農地整備計画によって、事業の担当者に所有権として配分される。参加者によって供出された用地に対しては、事業の

担当者は、金銭補償を給付しなければならぬ。「金銭補償額および参加者のその他の補償請求権は、事業について適用されている法律に従う。金銭補償は、参加者組合のもとに支払われるものとする。これは分担金（第一九条）に対する金銭補償と相殺することができる。」

5 事業の担当者は、関与者のもとで発生した損失を除去しなければならず、かつ、それが不可能であるか農地整備官庁の裁量によれば合目的でないと考えられる場合においては、損失に対する金銭補償が給付されなければならない。「補償は、参加者組合のもとに支払われる。参加者組合はこの補償を損失の除去のために使わなければならない。損失が除去されない場合には補償請求権者に支払わなければならない。分担金との相殺は許される。」

〔6 事業の担当者は、農地整備官庁によって確定された額の金銭補償を参加者組合のもとに立替払いをしなければならぬ。〕

6 事業の担当者により損失除去のために五号一段に従ってなされるべき給付および三ないし五号による金銭補償は、事業について適用されている法律に従う。この給付および金銭補償は、農地整備官庁によって確定される。金銭補償は、参加者組合のもとに支払われ、かつ分担金（第一九条）と相殺されうる。

五号による金銭補償の相殺は、それが事業によって参加者のもとに発生した損失の除去のために使われない範囲においてのみなされる。事業の担当者は、自ら支払義務を負っている金銭補償を、農地整備官庁によって確定された額において、参加者組合のもとに立替払いしなければならない。

7 金銭補償の額については、事業について適用されている法律による通常裁判所における権利救済手段だけが許されている。参加者によって供出された用地に対する金銭補償請求権は、すべての参加者の土地補償が「確定力をもって」不可取消的に確定している場合に初めて、裁判上主張されうる。二項に規定されている請求権の裁判上の主張期間は、農地整備官庁が、いまだ権利救済手段が許されている補償請求権者に対し、すべての参加者の土地補償が「確定力をもって」不可取消的に確定された旨告げた時点より開始する。

〔8 上級農地整備官庁は、事業担当者の聴問の後、配分された用地の調達、損失除去およびこの事業によって必要とされる共同施設の実施によって生じた農地整備手続の費用につき、担当者によって支払われるべき部分を決定する。この部分に相応する実施費用（第一〇五条）は、参加者組合に支払われるものとする。〕

8 事業の担当者は、配分された用地の調達およびこの事業に

よつて必要とされている共同施設の施行によつて生じた施行費用（第一〇五条）の分担部分を参加者組合に支払わなければならない。上級農地整備官庁は、事業担当者の聴問の後に、分担部分を確定する。事業の担当者に対しては、参加者組合への立替金の支払が義務づけられる。立替金は、事業担当者の聴問の後、農地整備官庁によつて確定される。

〔9〕 第一〇八条による租税免除は、不動産を事業の担当者へ移転する場合の不動産取得税および価値増加税については適用されない。〕

9 事業の担当者は、手続費用のうち自ら原因となつた分担部分を支払わなければならない。分担部分は、事業担当者の聴問の後、上級農地整備官庁によつて確定される。

10 簡易農地整備手続（第八六条）および迅速整理統合手続（第九一条から第一〇三条）は適用されないものとする。

△改正理由▽

三号について、

旧三段の削除は、実際上の必要に応じたものである。上級農地整備官庁の介入は、実際上必要でないことが判明し、かつ手続実施において時間的遅滞にすら導くものである。補償規制は実務と判例に従つたものである。

四号一段について、

前記の補充は、土地収用手続において適用されている原則を考慮したものである。第四五条における特別規制は、土地収用とは一致させないものとする。何故ならば、一方では特別規制に対して個々の権利が後回しにされ、かつ収用の目的がそのようになりのみ実施されうるし、かつ公共の利益のすべての担手の利益は、計画確定手続において保護されているからである。

四、五、六号について、

改正は体系的理由からなされる。旧四号五、六段および旧五号二、三、四段は、新法の六号に維持されている。そのほか、補充は、意図されていることの明確化に役立っている。

七号について、

第六一条に関する改正理由参照。

八号について、

改正は同様に体系的理由を有している。八号は、施行費用についての事業担当者の分担部分の規制のみをその対象とする。損失の除去によつて生じた費用は、旧法では五号によつて規制されていた。その他、新文言は実務の必要に応じている。

九号について、

新九号は、施行費用についての事業担当者の分担部分を規制している。従来九号に含まれていた規制は、代替なしに除去されうる。なぜならば、それは宣言的意義しか有していなかった

からである。

第八九条 「金銭のみによる補償」

(1) 第八七条の場合において、参加者が事業について適用されている法律によれば、土地による補償請求権を持たない場合には、収用官庁は、参加者が農地整備手続において金銭によって補償されるべき旨決定することができる。決定の撤回は、事業について適用されている法律に従う。

(2) 金銭補償額については、一項による決定が「確定力を有する」取消えなくなるに至った後において、農地整備官庁が決定する。第八八条七号とは異なり、金銭補償の額に関する決定は、それが公布された以降において取消せられる。金銭補償は、農地整備計画施行前において、すでに支払われうる。第五、二条三項および第五三条二項「三項」が準用される。

△改正理由▽

改正は一方では六一条二、四項に関する改正理由から、他方では第五二条および第五三条に関する改正理由から生ずる。

第九〇条 「鉱山事業への土地譲渡にさいしての農地整備」(改正されず)

農村の不動産について鉱山法の規定に従った土地譲渡が広範

囲に実施され、もしくは許可され、かつ不動産所有者が、鉱山事業者によって不動産の所有権が取得される旨の根拠のある請求を提起する場合には、該当事者のもとで生じた土地損失は、農地整備の方法により、広範囲な所有権者に配分せられる。この場合には、鉱山事業者が農地整備計画により所有権を取得する。第八八条の規定が準用されるものとする。

第五章 迅速整理統合手続

第九一条 「迅速整理統合手続のための要件」

「農地整備における不動産の整理統合によって得られる成果をできるだけ迅速に導入するために、新たな道路網の施設および比較的大きな水利経済上の施策がさしあたって必要でない市町村区には、統合は以下の規定の基準に従って行なわれる。」

第九一条

農地整備において目標とされている、農林業における生産労働条件の改善をできる限り迅速に導入するために、もしくは自然保護および自然育成にとって必要な措置を可能にするために、新たな道路網の施設および比較的大きな水利経済上の施策がさしあたって必要でない市町村区 Gemarkungen においては、整理統合は以下の規定の基準に従って行なわれる。

△改正理由▽

迅速な整理統合が単に伝統的な意味における農業構造の改善を目標としている場合には、農業における生産労働条件の改善という目標設定を有している第一条への適応は、事態に即応していると思われる。

機械と工業化の進展、土地経済の変化および人口流動性の増大の結果としての自然利用における漸進的変化によって、それを超える様々の問題が生じている。初期には、いわゆる休耕地問題が重要であった。農業における構造変化の範囲内で、これまでに、そして将来においても、より大量の農地が農業生産から排除され、休耕地となるであろう。一九八五年についての休耕地面積の見積評価は、〇・七〜三百万ヘクタールの間を上下している。休耕地の否定的作用は、休耕地そのものよりもむしろ休耕地転落への無秩序な過程に由来している。その多くが市町村区を超えて散在している休耕地は、迷惑を及ぼすし、損害の原因ともなりうる。これに対して、より広い休耕地は、適切な場所において、生態学的調整用地として積極的效果を果しうる。これらの用地がより計画的に整理される場合には、自然の景観は、損なわれるどころか、しばしば豊かにされるのである。

休耕地整理の手段として迅速整理統合が現われる。その他の土地を必要とする自然保護および自然育成策のための迅速統合

手続の発動の場合についても同様とする。なぜならば、たいいていの場合、新しい道路網および比較的大きい水利経済上の施策は、必要でなくなり、したがって農地整備の実施が放棄されるからである（第九条）。

第九二条（整理統合手続）

(1) 整理統合とは、農地整備官庁の監督のもとになされる手続であつて、これによつて一定の区域（整理統合区域）内に散在している農地の土地所有が関係不動産所有者の全体の協力のもとで経済的に整理統合される。整理統合とは、農地整備官庁の監督のもとでなされる手続であつて、それによつて、一定の区域（整理統合区域）内において農村の土地所有が関係不動産所有者全体の協力のもとに経済的に整理統合され、目的的に形成され、新たに秩序づけられる。整理統合は、一定の所有者の土地所有もしくは土地所有の一部に限定されうる。

(2) 整理統合に対しては、農地整備に関する規定が準用される。ただし、整理統合の目的および第九三条から第一〇三条までの規定に反する場合はこの限りではない。

△改正理由▽

迅速整理統合の課題設定の変化に鑑みるならば、手続実施の必要性を所有の分散にのみ依存させて認めるのは事態に即して

いなしと思われれる。整理統合とならんで、整理統合区域の合目的的形成と新秩序づけにも重要な意義が付加されている。

第九三条〔整理統合の開始、整理統合決定〕

(1) 整理統合は、複数の不動産所有者もしくは農業職能代表がそれを要求する場合に開始されるものとする。自然保護および自然育成措置のためには、自然保護および自然育成につき管轄権を有する官庁がそれを要求し、かつ整理統合が同時に該不動産所有者の利益に役立つ場合に整理統合が開始される。

(2) 整理統合の命令（整理統合決定）については、第六条一項および第八六条一項一号が準用される。命令の前に、予定されている関係不動産所有者、農業職能代表、市町村および市町村連合が聴問されるものとする。

△改正理由▽

自然保護および自然育成について管轄権を有する官庁の申請権は、第九一条における改正との関連において合目的である。自然保護と自然育成について管轄権を有する官庁は、必要な自然育成等の種類と範囲に関する知識に基づいて、しばしば土地整理手続 *Bodenordnungsverfahren* の必要性をも展望しようとして努力している。ここから前記の申請権が導き出される。整理統合に該当する不動産所有者の利益を尊重せよとの要求

により、個々の所有者と公共との間の補足的利益調整が規定されている。

第九四条〔後発的変更、手続の中止〕（改正されず）

(1) 整理統合区域の後発的変更は、参加者組合の理事会の同意を必要とする。

(2) 手続の実施が非合目的と思われる場合には、手続の中止は、参加者組合の理事会および農業職能代表の聴問日後、農地整備官庁により、上級農地整備官庁の同意を得て、命令される。第九三条二項が準用される。

第九五条〔理事会参加者総会〕（改正されず）

参加者組合の理事会の形成は中止される。この場合には、理事会の任務は参加者総会に従ってなされる。組合員によって選出された参加者組合の理事長が総会の議長をつとめる。第二条ないし第二六条が準用される。

第九六条〔不動産の価値の調査〕

不動産の「評価」価値の調査は簡易な方法によってなされるものとする。結果の公示は、整理統合計画（第一〇〇条）の公示と共になされる。

第九七条〔整理統合に関する原則〕

散在する土地所有は広範囲に整理統合されるものとする。できる限り、全農地が交換されるべきである。道路および水路の変更および新設ならびに土地改良は、最も必要な施策に限定されるべきである。道路および自然育成のための随伴計画をもつた道路および河川計画(第四一条)は作成されない。自然保護および自然育成策を可能にするために整理統合が実施される場合には、整理統合計画(第一〇〇条)中にそれに相応する施策が明記されるものとする。

△改正理由▽

四段について、

第四一条に関する改正理由参照。

五段について、

補充は、第九一条に規定されている補充から生ずる必然的帰結である。迅速整理統合手段が、自然保護および自然育成策を可能にし、もしくは容易にする目的のために実施される場合には、自然育成のための随伴計画をもつた道路および河川計画は、作成されないものとされている(四段)。しかしながら自然育成策の義務的記述は、手続の目的規定との関連において不可欠である。それに相応する施設は、従って、整理統合計画中に採用されるものとする。

第九八条〔補償 Abfindung に関する原則〕(改正されず)

補償については、第四四條ないし四五條の原則が、第四五條に載げられた不動産の変更はその所有者の同意によってのみ許されかつ第四八條一項は適用されないものとする、との制限付で適用される。

第九九条〔補償の決定〕

(1) 補償はできる限り当事者との同意によって決定されるものとする。合意は農地整備官庁の認可を必要とする。その有効性のためには、書面形式(民法典第一二六條)で充分である。

(2) 農地整備官庁は、当事者との合意達成のための審議を指導し、一つの整理統合計画を提案するよう適切な官署 Stellen、とりわけ農業職能代表または農林行政事務所またはその同意を得て専門家に委任することができる。委任は撤回されうる。

(3) 合意が達成されない場合には、補償は職権により、農地整備官庁によって決定される。「第三八條および第五六條の規定は適用されないものとする」。そのさいには、一九七一年一月二三日付の法律の改正に関する法律(連邦法律官報一部二一四〇頁)によって改正された、一九六九年九月三日付の「農業構造と沿岸保護の改善」という共通課題に関する法律(連邦法律官報一部一五七三頁)第一条二項による準備計画の成果、

農業職能代表もしくはその他の農業機関の準備計画ならびに自然保護および自然育成の準備計画が広範に考慮されるものと、地域空間秩序、ラントの地域空間計画および都市建築の要件が尊重されるものとする。第三八条および第五六条のその他の規定は適用されないものとする。

△改正理由▽

農業構造上の準備計画の成果は、農業構造改善策の実施のための決定補助であるべきである（第一八条の改正理由参照）。したがって、現存している農業構造上の準備計画およびその他の専門計画の成果は、迅速整理統合手続の実施のさいには、可能な範囲において考慮されることが事態に即していると思われる。このことが、三項二段の前記の改正の前提となっている。

第一〇〇条 「整理統合計画」（改正されず）

整理統合計画が農地整備計画に代る。これに対しては、第五八条ないし六〇条の規定が準用される。ただし、市町村の境界は変更されるべきではない。

第一〇一条 「謄本・公示」

施行命令（第〔六二〕六、六三条）、仮の占有指定命令（第六五条）および移行規則は、関与者に謄本の形で送付され、も

しくは公示される。

△改正理由▽

改正は第六一条に関する改正から生ずる。

第一〇二条 「後日の農地整備手続の不排除」（改正されず）

統合手続の実施は、農地整備手続を後日実施することを排除しない。

第一〇三条 「ラント法の規定」

一九四九年五月一〇日の農業用不動産の整理統合に関するバイエルンラント法（耕地整理法）（バイエルン法令官報一六二頁）および一九七一年三月三〇日のラントの司法費用法（バーデン・ヴュルテンベルクのラント法律官報九六頁）によつて変更された、一九四九年一月一六日の土地改革法実施のためのヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州大臣の第二命令（農業改革令）（ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン政府官報一九五〇年七頁）は、影響を受けない。

新第六章 任意の土地交換

△改正理由▽

農業構造改善等共通課題法第一条一項一号(a)によれば、任意

の土地交換は、それが農林業における生産労働条件の改善に役立つ限りにおいて、基本法第九一条(a)の意味におけるこの共通課題の施策として実施される。その実施は、個々には、任意の土地交換の促進に関する原則（連邦下院議會提出資料、七／六一、二〇頁）によって規制される。

任意の土地交換の場合には、現在、私法契約を基礎にした不動産の交換が重要である。債権のおよび物権的法律行為は、私法の規定に従って処理される。

必要な測量は、それに応じて土地台帳官庁もしくは公的に選任された測量技師によって実施される。土地登記官吏と測量行政の負担過重のために、任意の土地交換が終了するまでに、しばしば数年間もかかるというようなことになっていた。そのことで、一方においては、任意の土地交換を実施したいという不動産所有者の意思が阻害されている。他方においては、こうした状況のために、不動産所有者が任意の土地交換についての決心を撤回してしまうこともまれなことではない。任意の土地交換によって基本的に追求されている構造政策的事務は、したがって、土地交換手続の鈍重さによって、不十分にしか達成されていない。任意の土地交換手続の法律的規制によって、ここに打開策が作られるべきである。この規定は、迅速整理統合手続を手本にしている。そのさい、とりわけ土地交換の任意性の故

に不必要な規制は、放棄されている。

新第一〇三条 a 「要件」

(1) 農村の不動産を農業構造の改善のために、迅速かつ簡易な手続で整理統合するために、任意の土地交換が実施されうる。
(2) 任意の土地交換は、自然保護および自然育成という理由に基づいても実施されうる。

△改正理由▽

第一〇三条 a は、任意の土地交換は迅速かつ簡易な手続で実施される旨を規定している。任意の土地交換はもはや従来のように農業構造の改善にのみ奉仕しようとするものではない。むしろ、それによって自然保護および自然育成策も援助されうる旨規定されている。休耕地の整理のさいには、この整理手段が農業構造上の利益と自然育成上の利益とを相互に結合することができる。

新第一〇三条 b

(1) 任意の土地交換は、関係権利所有者の了解のもとに農村の土地が交換される手続であって、農地整備官庁によって指揮監督されるものである。任意の土地交換には、任意の土地交換の目的および第一〇三条 c ないし第一〇三条 i に反しない限り、

農地整備に関する規定が準用される。

(2) 参加者組合に関する規定（第一六条から第二六条）、価値調査手続に関する規定（第二七条から第三三条）、補償原則に関する規定（第四四条から第五五条）、暫定的占有指定に関する規定（第六五条）ならびに代理人選任に関する規定（第一一九条）は適用されない。

△改正理由▽

第一〇三条bにおいては、任意の土地交換は農地整備手続および迅速整理統合手続と同様に官庁によって監督される旨規定されている。農地整備に関する規定は、任意の土地交換の目的および第一〇三条cからiまでの規定に反しない限りにおいて準用される。二項は、いかなる場合にも適用されない農地整備法の規定を列挙している。これは、農地整備法の他の規定が一項に従って適用されないことがあるということを否定するものではない（例えば、第五九条二項から五項）。第一一九条の適用可能性は、それに関するすべての疑問を排除するために、明確に規定されている。

第一〇三条c

(1) 任意の土地交換の実施は、交換当事者がそれを文書により、もしくは農地整備官庁のもとで申請し記録せしめることを

前提要件とする。任意の土地交換が実現されるということを申請者が疎明できないときは、申請は却下されるべきである。申請の却下には理由が付されるものとする。申請却下は申請者に告示されるものとする。

(2) 任意の土地交換の命令については、第六条一項二段および第八六条一項一号が準用される。

△改正理由▽

任意の土地交換は申請手続として構成される。申請は文書によりもしくは農地整備官庁のもとで記録させることよってのみなされる。任意の土地交換の命令は、申請者によってなされる説明および申請者によって提出される書類により、任意の土地交換が実現される旨が認められる場合にのみ、なされるべきである。申請者がこれを疎明できない場合には、申請は理由を付した裁決によって却下されるべきである。

二項の規定は、補助関与者を含む全関与者の権利の認知を確保するという目的を追求している。

第一〇三条d〔手続の中止〕

手続の中止については、農地整備官庁が管轄権を有し、第九条一項および第八六条一項一号が準用される。

△改正理由▽

任意の土地交換の中止は、その命令と同じ規定に従ってなされる。

第一〇三条。

交換不動産は、広範囲に整理統合されるべきである。できる限り、すべての不動産が交換され、道路および河川建設措置ならびに土地改良策は回避されるべきである。自然育成のための随伴計画をもった道路および河川計画（第四一条）は、作成されない。

△改正理由▽

一項の規定は、本質的には迅速整理統合手続について適用されている第九七条の規定に相応している。それは、第一〇三条の一項に規定されている目標設定、すなわち農村の不動産の整理統合を迅速かつ簡易な手続によって達成することにとって有益である。全不動産の交換によって、測量作業の縮小が可能にされ、公簿更正のための書類の作成が簡易化される。自然保護のための随伴計画をもった道路および河川計画は必要ではない。なぜならば、二段に従って必要な場合に作られるべき施設が交換計画（第一〇三条f）に採用されるものとされているからである。

第一〇三条f〔交換計画〕

(1) 交換計画が農地整備計画に代る。農地整備官庁は、該当権利所持者の了解の意思表示を獲得しなければならない。任意の土地交換の実施に対して疑問が存在しない場合には、農地整備官庁は、交換されるべき不動産に関する合意、金銭給付に関する合意、その他交換当事者間に妥当する規制、およびすべての権利とりわけ物権を交換計画中に集約する。

(2) 交換計画は、聴聞期間内に関係交換当事者によって論議されるものとする。農地整備官庁は、交換当事者各個人について確信を確認する。交換計画は交換当事者に最終的に読み聞かせ、ならびに認可および署名のために提出されるものとする。交換計画について合意が成立しえない場合には、任意の土地交換は成立せず、農地整備官庁は手続の中止を命令する。第一〇三条dが準用される。

(3) 交換計画に関する合意が達成される場合には、交換当事者およびその他の該当権利所持者に、それに該当する交換計画の抄本が送達されるものとする。交換計画が取消不可能になった後に、農地整備官庁は、その施行を命令する。施行命令は、該当権利所持者に謄本の形で送達されもしくは公示されるものとする。

(4) 交換当事者またはその他の権利所持者の了解の意思表示

は、不動産または権利を法律行為もしくは強制競売により取得する者によって、施行命令がその者にとって取消不可能になる時まで撤回されうる。不動産に関する権利もしくは権利に関する権利が第三者のために設定される場合も同様とする。撤回の場合には、二項四段が準用される。

(5) 任意の土地交換についてなされる意思表示は、それに相応する法律行為による意思表示が同意もしくは認可を必要とする場合には、第三者もしくは裁判所の同意または官庁の認可を必要とする。

△改正理由▽

農地整備官庁は、交換当事者によってなされた意思表示を吟味し、かつ不動産の制限物権の所持者を含む該当権利所持者の了解の意思表示を集めなければならない。交換当事者が土地交換の担当者である場合であっても、農地整備官庁は、公の利益が任意の土地交換と対立するか否かを吟味する義務がある。交換不動産の占有と利益に関する特別な合意は、一項二段の意味における規制に属する。

交換計画の討議は、当事者の相互の了解と法的安定性にと役立つ。交換計画の読み聞かせとその認可および署名の実行により、交換計画は交換当事者間において合意される。ただし、四項による撤回の可能性は留保される。手続を支配している不動

産所有者の地位から、任意の土地交換は、合意なしには、成立しない、という結論が生ずる。

交換計画に規定されている新しい権利状態は、交換計画が取消不可能になる場合に初めて効力を生ずる。法的安定性という理由から、交換計画の抄本ならびに施行命令の謄本が該当権利所持者に送達されるものとする。施行命令の送達に代えて、その公示もなされうる。任意の土地交換の特殊性の故に、五項によって裁判所および官庁の認可ならびに第三者の同意を得なければならぬことになっている。ただし、任意の土地交換に相応する法律行為による意思表示について、かかる認可および同意が必要とされるであろう場合に限る。

第一〇三条g〔施行費用〕

任意の土地交換の施行にとって必要な費用（第一〇五条）は、交換計画の基準に従って、交換当事者が負担する。

△改正理由▽

交換当事者による費用負担義務は、交換当事者は手続の担当者であり、かつ担当者として施行費用の種類および範囲に関する合意という方法において自ら決定することができるという事情に基づいていられる。それに応じて、施行費用は、交換当事者によってのみ負担されうる。

第一〇三条 h 「手続の終結」

終結確定（第一四九条）は必要ではない。手続は、公簿が更正されると同時に、終結する。

△改正理由▽

交換当事者およびその他の該当権利所持者の事実上および法律上の関係は施行命令によって最終的に規制されるから、終結確定は必要ではない。公簿の更正は、単に、新しい法律関係の宣言的執行を意味する。

第一〇三条 i 「後日におけるその他の手続の導入」

任意の土地交換の実施により迅速整理統合手続もしくは農地整備手続のその後の実施が排除されるものではない。

△改正理由▽

当規定は、——迅速整理統合手続に関する第一〇二条と同様に——任意の土地交換は農業構造上の成果の迅速かつ簡易な導入のための施策であり、かつそれは後日の迅速整理統合手続もしくは農地整備手続もしくは農地整備手続の実施と相反するものではないということを示している。

新第七章 農地整備手続、迅速整理統合手続および任意の土地交換の結合

地交換の結合

西ドイツの農地整備法

△改正理由▽

農地整備区域を様々な利害を考量して新たに秩序づけるという農地整備の複合的課題から、手続区域の限界づけについての大きな要求が生じてくる。農地整備区域は、その地域機能上の前提要件においてもみ大きく変化させられるのではなく、それはその規模においても増大するということが現在すでに予測されている。包括的な新秩序づけのために歓迎されるこの手続面積の拡大は、しばしば結果として平均的手続期間の延長をもたらす。このことは、とくに、それが農業上および様々な非農業的な諸計画——その事情によって常に条件付けられているのだが（例えば、該当者の権利救済手段または事前に予測不可能な地理的建築条件）——の採決を遅延させる場合にあってはまる。かかる遅延は、農地整備区域の一部において、不動産所有者の不必要な侵害をもたらす。とりわけ不動産所有者は第三四条によりそこに規定されている施策および行為について処分および変更停止に服するのであるからなおさらのことである。そこで、新たな手続方法が求められるのである。

第一〇三条 j 「農地整備手続の承継」

農地整備手続は、農地整備区域の全部又は一部について迅速整理統合手続もしくは任意の土地交換手続として続行される

る。

△改正理由▽

手続の完了を促進するために、新たに付加された第一〇三条 j は、まず農地整備区域の区分される部分もしくは全手続区域を整備しうる可能性を規定している。この場合には、手続区域のこれらの部分もしくは全域において農地整備に代って迅速整理統合手続もしくは任意の土地交換が、これらの手続方法についてその時々基準となる規定に従って実施される。適切な官署 Stellen もしくは専門家の介入によって、それ以上の促進が達成されうる。

第一〇三条 k 「迅速整理統合手続の承継」

迅速整理統合手続は、整理統合区域の全部または一部について、任意の土地交換として続行されうる。

△改正理由▽

第一〇三条 k の規定の基礎にあるのは、第一〇三条 j における場合と同様に、手続の迅速化という目標設定である。ここでは、区分可能な手続区域もしくは全手続区域のために任意の土地交換という方法における新秩序化によって、補的に促進されうるような迅速整理統合が問題となる。

第(六)八章 費用

第一〇四条 「手続費用」(改正されず)

官庁機関の人的および物的費用(手続費用)は、ラントが負担する。

第一〇五条 「施行費用」(改正されず)

農地整備の施行のために必要な費用は、参加者組合の負担とする(施行費用)。

第一〇六条 「農地整備区域外の不動産についての費用分担」
(改正されず)

農地整備区域には属していないが、農地整備によって根本的な利益を受ける不動産の所有者は、農地整備計画によって、施行費用につきその利益に相応する分担金を課されるものとする。分担金は、それが公の負担として、確定されたところの不動産の負担とする。

第一〇七条 「特別費用」(改正されず)

(1) 申請の処理が農地整備手続の実施にとって必要でないときは、申請者が費用を負担する。農地整備官庁は、実際に生じた費用を考慮して徴収費用額を確定する。農地整備官庁は、発生

が予定されている費用の額によって査定される前納金を費用義務者から徴収することができる。前納金が農地整備官庁によって決められた期間内に支払われない場合には、申請は却下される。

(2) 期日もしくはその他の手続実施にとって必要な措置の挫折ならびに怠慢(第一三四条)によって生じた費用は、それについて責任を有する者の負担とする。

第一〇八条 「手数料、租税、費用および公課の免除」

(1) 公簿の更正を含む農地整備の実施にとって有益な業務および審議は、手数料、租税、費用および公課を免除される。「たとえば土地取得税および価値増加税のように地域的に制約された効力範囲を有する租税および」ラント法の規定に基づく手数料、費用および公課に関する規制は影響を受けない。

(2) 農地整備官庁が、業務および審議は農地整備の実施にとって有益である旨を保証する場合には、手数料、租税、費用および公課の免除は管轄官庁によって再審査なしに承認されるものとする。

新(3) 一項および二項は、土地取得税については、それがラント法の規定に基づくものである限り適用されない。

△改正理由▽

一項第二段の変更によって、ラント法に基づく手数料、費用および公課の免除については、原則として一定の留保が与えられる。一項における削除と三項の付加によって、土地取得税については、ラント法の規定に基づいている限りにおいて、現行のラントの土地取得税が連邦の土地取得税法によって代置されるまで残存する。ラント法の規定に基づいている手数料、費用、および公課の免除に関する留保は残存する。

第〔七〕九章 一般的手続規定

第一〇九条 「農林業もしくは漁業の職能代表」(改正されず)

農業、林業または漁業の職能代表とは、本法の規定により聴問されもしくは関与する限りにおいて、農業会議所である。農業会議所が存在せずもしくは職能身分としての資格を持たない場合には、農業について管轄権を有するラントの上級官庁が、各場合に関与すべき機関および組織を決定する。

第一一〇条 「公示」(改正されず)

本法に規定されている公示は、農地整備市町村において、関与者、代理人、受任者もしくは受領受任者が居住している場合にはその隣接市町村において、市町村の処分についての公示のために存在している法規に従ってなされる。官庁、公法上の団

体および参加者組合の理事長は、公示の謄本を取得すべきである。

第一一一条 「召喚およびその他の通知」(改正されず)

(1) 召喚およびその他の通知は、法律に別段の定めがない限り、いかなる形式においても通告されうる。召喚およびその他の通知が農地整備市町村もしくは隣接市町村において複数の関与者に通告されるべき場合には、法律に別段の定めがない限り、公示によつてなされうる。

(2) 召喚もしくは通知が期限を進行させまたはその無視について一定の法律効果が発生することになっている場合には、告示は文書で証明されるものとする。

(3) 公法上の団体に対する告示は、さらに文書でなされるべきである。

第一一二条 「送達手続」

(1) 送達手続については、一九七二年五月一九日行政送達法の變更に関する法律(連邦法律官報第一七八九頁)によつて變更された、一九五二年一月三日の行政送達法(連邦法律官報第一三三七九頁)の規定が適用される。これとともに第一一三条によつて規制される送達の特別な方法も適用される。

(2) 一九四三年八月二三日の公行政における郵便送達に関する命令(郵便送達令)(帝國法律官報第一五二七頁)は、農地整備については適用されないものとする。

第一一三条 「回覧による送達」

(1) 一つの市町村の複数の関与者は、回覧によつても送達されうる。その場合には次の規定が適用される。

1 送達されるべき文書が参考のために呈示されるものとする。公証された謄本は、送達地域の市町村役場もしくは警察または回覧がなされる関与者の一人のもとに保管されるものとする。保管は文書に記載されるものとする。

2 行政送達法第一一一条および第一一三条の場合においては、文書に代つて、公証された謄本(第一号)の保管に関する、文書による通知が交付されるもしくは差し置かれるものとする。行政送達法第一一一条二項二段による通知においても当該保管が指示されるものとする。

3 異議に対する決定は回覧によつて送達されてはならない。

第一一四条 「召喚状の内容および召喚期限」(改正されず)

(1) 召喚状においては、審理の対象および欠席の法律効果が指

示されなければならない。

(2) 召喚の告示と期日との間には、当法に別段の定めがない限り、一週間の期限が存在しなければならない。公示による召喚がなされる場合には、召喚期間は二週間とする。

(3) 関与者は、法律上の召喚期間および召喚に関するその他の規定の遵守を放棄することができる。関与者が期日に出頭し、かつその件に関する審理の前にその瑕疵を問責しない場合には、放棄とみなされる。

第一一五条 「期間の開始と計算」(改正されず)

(1) 法定期限は、告示(送達)から起算される。公告がなされる場合には、公告の初日から起算される。

(2) 期間の計算については、民法典の規定が適用される。期間の終日が日曜日、一般の祭日もしくは土曜日に該当する場合には、期間は次の作業日の終了をもって終了する。

第一一六条 「証言聴取・個人の出頭」(改正されず)

(1) 農地整備官庁および上級農地整備官庁は、関与者の個人的出頭を命じ、専門家および証人を尋問し、かつその裁量により必要とされる証拠を集取することができる。当該官庁は、関与者に対し、その者が所持し説明のために必要な文書を

提出するよう命令し、抵当債権者、土地債務の債権者および定期土地債務の債権者に対しては、その者が所持している抵当権証書、土地債務証書および定期土地債務証書を提出するよう命じることができる。

(2) 農地整備裁判所もしくは区裁判所のみが司法共助の方法により証人および専門家を宣誓のうえ尋問することができる。民事訴訟令の規定が準用される。第一三五条一項一段は影響を受けない。

第一一七条 「審議指導の権限」

(1) 審議の秩序は審議指導者が維持する。

(2) 審議指導者は、秩序維持のための命令に従わない者を審議場から退去させることができる。

(3) 侮辱を犯しもしくは秩序維持のための命令に従わない者に対しては、審議指導者は、刑法上の訴追を留保して、「一五〇ドイツマルク以下の」秩序罰を決定することができる。「補充的拘留刑の命令については、一九五三年四月二七日の行政執行法第一六条(連邦法律官報第一部一五七頁)が準用される。」

(4) 人の退去、「刑」秩序罰の決定およびその原因は審議記録に採録されるものとする。

第一一八条 「公法上の団体の意思表示」（改正されず）
公法上の団体は、自らなされるべき意思表示については、監督官庁の認可を必要としない。

第一一九条 「農地整備官庁の申請による代理人の選任」

〔(1) 農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁は、代理人を選任することができる。〕

(1) 代理人が存在しない場合には、農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁の申請により、後見裁判所は適切な代理人を選任しなければならない。

〔1 不動産の共有権者もしくは共同所有権者が、共同の任意代理人を選任すべき催告に対してそれに定められた期間内に応じない場合に、これらの者のために。〕

1 誰であるのか知られていない参加者のために。

〔2 所有者不明の不動産の場合には、所有権から生ずる権利および義務を認知するために。〕

2 その現在所在が不明であるかもしくはその業務の処理が妨害されている不在関与者のために。

3 本法の効力範囲内に現存しない関与者のために。ただしこの者が、代理人を選任すべき旨の官庁の催告に対し、定められた期間内に応じない場合に限る。

4 手続に関連している所有者のない不動産については、その不動産との関連で生じる権利義務を守るために。

5 不動産の共有者もしくは共同所有者のために。ただし、その者が任意代理人を選任すべき旨の農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁の催告に定められた期間内に応じない場合に限る。

〔2〕 民法典第一七八〇条および一七八一条に規定されている者は、代理人に選任されてはならない。〕

(2) 一項に記載されている場合の代理人の選任については、その管区内に第一六条による参加者組合が住所を有する後見裁判所が管轄権を有する。

〔(3) 一項により選任された代理人は、その選任の理由が消滅する場合には解任されるものとする。選任された代理人の代理権は、その解任に関する通知がその者に送付された時点で終了する。〕

(3) 代理人は、その選任を要請した官庁の権限の所持者 *Rechtsgeber* に対して、適切な補償とその現金立替を要求する権利を有する。官庁は被代理人に対してその費用の補填を要求することができる。

(4) その他、代理人の選任と官職については、後見に関する規定が準用される。

△改正理由Ⅴ

民法第一九一条によれば、その現在所が不明であるところの不在の成年者は、その財産管理事務——それがその配慮を必要とする場合に限り——のために不在者財産管理人を取得する。このことは、その現在所は知られているが、その帰還とその財産管理事務の処理が妨害されている不在者についても同様である。

公法においても通常、同様のもしくは類似の必要性が現存するであろう。これは、二、三の法律において承認されている（連邦建設法第一四九条、防衛用土地調達法第二九条a参照）。従つて、第一一九条一項は、新法によれば実務上の必要性およびその他一般的法の発展に相応している。二項の規定は自ら明らかである。三項の費用規制は必要である。何故ならば、他の所で指示されている（四項）後見に関する民法典の規定は、この点については不十分だからである。

第二二〇条 「任意代理人および補佐人」（改正されず）

- (1) 関与者は、任意代理人によつて代理させ、かつ審議に補佐人とともに出頭することができる。
- (2) 補佐人による陳述は、関与者によつてなされたものとみなされる。ただし、関与者が審議においてこれを遅滞なく取消

し、もしくは更正する場合はこの限りでない。

第二二一条 「任意代理人および補佐人の却下」（改正されず）

無制限な行為能力を有していないか、もしくは適切な陳述のための能力に欠けている任意代理人および補佐人は、却下される。

第二二二条 「弁護士等に対する例外」（改正されず）

弁護士および他人の法律事務の処理を管轄官庁から許可されている者に対しては、第一七条二項ないし四項および第二二一条は適用されないものとする。

第二二三条 「委任の形式」（改正されず）

- (1) 任意代理人は、文書による委任によつて身分を証明しなければならず、それを命令あるときは、農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁に交付しなければならない。
- (2) 農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁の要求あるときは、署名は公認されなければならない。

第二二四条 「委任状なき代理」（改正されず）

ある者が関係者のために任意代理人として、形式的に有効な委任状を呈示せずに行為をする場合には、その者は、暫定的に

供述を許されることが出来る。当供述は、もし所定の期間内に委任状が呈示されず、もしくは被代理人が自己のためになされた供述を追認しない場合は、無効である。

第二二五条 「代理権の内容」(改正されず)

(1) 農地整備に関して与えられた代理権は、手続に関するすべての行為、個々の行為のための代理人の選任、協定の締結、義務引受け、物件もしくは権利の放棄についての権限を与える。ただし、代理権の内容に別段の定めがない場合に限る。

(2) 第一三条もしくは第一一九条によって選任された代理人は、一項によるすべての行為について権限を与えられる。

第二二六条 「代理権の消滅」(改正されず)

(1) 代理権は、授權者の死亡またはその行為能力もしくは法定代理の変更によっては消滅しない。

(2) 取消権者が代理権を取消す場合には、代理権の消滅は農地整備官庁への通知後に法的効力を生ずる。

(3) 任意代理人は、自己の側から告知を行なった場合でも、授權者がその権利の配慮のために他の方法を講ずるまでは、授權者のために行動することを妨げない。

第二二七条 「受領任意代理人」(改正されず)

(1) 関与者が農地整備市町村もしくは隣接市町村の外に居住しており、かつ当該市町村に居住する任意代理人を選任しない場合には、当該関与者は、農地整備官庁の命令により、適切な期間内に、農地整備市町村もしくは隣接市町村の区域内に居住する者に、関与者あての召喚状およびその他の通知の受領権を授け、かつ農地整備官庁に通知しなければならない(受領任意代理人)。命令には通知がなされなかった場合の効果(二項)が明示されるものとする。

(2) 命令に応じなかった場合には、農地整備官庁は、召喚状およびその他の通知を郵便送達によって行なうことができる。送達は郵便局への投函の後一週間の経過によって、発送物が送達不能で返送された場合にも、なされたものとみなされる。

第二二八条 「連邦領域外に居住する関係者のための任意代理人」(改正されず)

関与者が当法の適用領域外に居住する場合には、関与者は適切な期間内に、当法の適用領域内に居住する任意代理人を選任するよう要請されるものとする。第一四二項ないし四項が準用されるものとする。

第一二九条〔審議記録〕（改正されず）

(1) 審議については記録が作成されるものとする。記録は審議の重要な過程を含むべきである。

(2) 審議記録に添付書類として添付され、かつ添付書類として表示されている書類への採録は、審議記録への採録と同等の効力を有する。添付書類は記録中に明示されるものとする。

第一三〇条〔審議記録の事後同意〕（改正されず）

(1) 記録は、審議関与者に読み聞かせ、もしくは呈示されるものとする。記録中には、読み聞かせおよび呈示がなされたこと、および記録が認可を受けたか否かもしくはそれに対していかなる異議が提起されたか、が記入されるものとする。

(2) 関与者が審議記録の補正もしくは更正を申請せずに、その認可を拒否する場合には、当該記録は認可されたものとみなされる。当該関与者はこの点について指示を受けるものとする。

(3) 審議記録は審議長によって署名されるものとする。

第一三一条〔審議の正式手続に関する証明〕（改正されず）

審議に関して規定されている正式手続の遵守は、審議記録によってのみ証明されうる。この正式手続に関する審議記録の内

容に対しては、偽造・変造の証明のみが許される。

第一三二条〔明らかな誤りの更正〕（改正されず）

審議記録、農地整備計画、命令、決定および裁決における誤記、誤算およびこれに類する明白な誤りは、職権により更正されうる。これは誤った測量資料に基づいた農地整備計画における重要ではない誤りについても同様とする。

第一三三条〔謄本の授与〕（改正されず）

すべての関与者に対し、要求あるときは、費用の支払と引替に、審議記録の謄本と農地整備証明ならびに地図の複写が、要請あるときは公証された形式で、授与されなければならない。ただし関与者が正当な利益を説明する場合に限る。

第一三四条〔期日もしくは期間の懈怠〕

(1) 関与者が期日を懈怠し、もしくは期日の満了までに審議事項について意思表示をしない場合には、関与者は審議の結果について了承したものとする。この点については、関与者は召喚状もしくは期日において指示されるものとする。

(2) 農地整備官庁は、各場合の事情により、懈怠にもかかわらず、時期に遅れた意思表示をさせることができる。責に帰すべ

き事由によらない懈怠の場合に、障害の除去の後、遅滞なく補足される場合には、農地整備官庁はこれをさせなければならぬ。

(3) 法定期間の懈怠にもかかわらず、「抗告」異議もしくは申請が提出される場合には、二項の規定が準用される。

(4) 代理人もしくは任意代理人の過失は、被代理人の自己過失とみなす。

△改正理由▽

改正は、専門用語に関する限りは、行政裁判所令への適応を意味している（第一三三條および第五九條の改正理由参照）。実際に行政裁判所令との相異が残存すべき限りにおいては、その理由は農地整備手続の特殊性の中にある。猶予を与えることは、該当事が法的手段喪失の故に取消不可能となつた行政行為の変更をもちや要求することができない場合において、實際上の誤りを除去するために役立つ。その全生活基盤をもって手続に参加している関与者が、その者にとって明白かつ不当な過酷が生ずる程に影響を受ける場合にのみ（一九六三年二月一二日の連邦行政裁判所の判決、農業の法一九六三年二一七頁参照）猶予の授与が正当化される。

第一三五條（司法共助および職務共助）

(1) 裁判所および官庁、各ラント、市町村および市町村連合ならびにその他の公法上の団体は、とくに関与者の調査、公示および送達、執行および強制の適用のさいには、農地整備官庁に対し、必要な司法共助および職務上の共助を与え、かつ情報を提供する。測量官庁は、農地整備官庁の申請により、地図および縮尺図の複写もしくは青写真を、統一基準に基づいて、遅滞なく作成し、かつ図書、地図およびその他の資料を一時的に引渡す義務を負う。

(2) 司法共助および職務共助の費用は支払われない。ただし、支払がラント法において規定されているかもしくは規定される場合には、この限りではない。一項による縮尺の費用ならびに執行および強制力適用の費用は、市町村および市町村連合によつて支払われるものとする。

(2) 要請側官庁は、職務共助に対し、被要請側官庁に管理手数料を支払ふ必要はない。ただしラント法において支払が規定されておき、もしくは規定される場合はこの限りではない。要請側官庁は、立替金を、それが個々の場合に五〇ドイツ・マルクを越える場合には、要請により支払わなければならない。同一権原の所持者である官庁が相互に職務共助を給付する場合には、立替金は支払われない。

新(3) 被要請官庁が職務共助の実施のために費用支払義務のあ

る職務行為を行なう場合には、この点について第三者の支払責任が生じた費用（手数料および立替金）は当該官庁に帰属する。

△改正理由▽

二項の新文言と三項の付加によって、職務共助要請の実施のさいの費用負担義務が一般的法発展と実務上の必要性に適應されるべきである。

二項について、

二項は、要請側官庁と被要請側官庁との間の関係についてのみ該当する。被要請側官庁が職務共助に対して管轄費用を要求しないということは、相互性に基づく職務共助義務という意義と、簡素な行政の原則に相応している。農地整備手続における職務共助要請のひん度と多様性に鑑みて、ラント法による留保が事態に即しているのである。利用手数料によってその費用がカバーされるべき施設の利用要求が、職務共助のさいに問題になる場合には、被要請側官庁は、利用手数料に対する請求権を保持しなければならない。二段は、現金による立替金は、被要請側官庁の要請により支払われるという一般的に承認された原則と一致するが、しかしながらこの原則を行政簡易化のために限定している。三段は、同一権限所持者である官庁間での費用支払を排除している。

三項について、

三項は、被要請側官庁と第三者との間の関係に該当し、かつ職務共助のさい、第三者が費用義務を負っている施策が問題となる場合を規制している。当規定は、当然な対応である。カッコ内の文言は、「費用」という概念の明確化に役立っている。

第一三六条〔金銭請求の執行〕

(1) 金銭請求の執行については、一九七四年三月二日の刑法典施行法によって改正された、一九五三年四月二七日の行政執行法第一条ないし第五条（連邦法律官報第一部一五七頁）が準用されるものとする。参加者組合の金銭請求は、市町村税と同様に行政強制手続によって執行される。

(2) 行政裁判所令第四条における執行官庁は農地整備官庁である。

(2) 一項による執行措置のための執行官庁は、農地整備官庁である。

△改正理由▽

ラントと参加者組合の請求の執行を単一の者に委ねることが、実務の経験によれば必要であり、合目的である。提案されている文言は同時に行政の簡素化に役立つことになる。

第一三七条〔行政強制〕

(1) 次のものは強制手段によって実施せらるる。

1 農地整備官庁、上級農地整備官庁、参加者組合およびその連合会（第二六条 a および二六条 f）の行政行為。

2 これらの官庁参加者組合およびその連合会（第二六条 a および二六条 f）の審議記録中に採録された義務の陳述および合意。

行政執行法第六條ないし第一八條が準用される。行政執行法第七條の意味における執行官庁は農地整備官庁である。

(2) 参加者組合または連合会が、権限（第一七條一項、第二六條 e、二六條 f 六項）の範囲内でなされた監督官庁の命令に従わない場合には、これらの者に対して、行政執行法第一〇條および第一二條に規定されている強制手段が適用せらるる。

第（八）一〇章 法律上の救済手段

第一三八條〔農地整備裁判所〕（改正されず）

(1) 各ラントにおいて、最上級行政裁判所のもとに農地整備に関する部（農地整備裁判所）が設置されるものとする。裁判所の構成および手続については、行政裁判所管轄権に関する規定が適用される。ただし、第一三九條ないし第一四八條において別段の定めがあるときはこの限りではない。

(2) 複数のラントは、ラントの契約によって、共同の農地整備裁判所を設置することができる。プレーメンおよびハンブルグラントにおいては、農地整備裁判所の任務を他の裁判所に委任することができる。

第一三九條〔農地裁判所の人的構成〕

(1) 農地整備裁判所は、所要の裁判官、陪席者および職務代理によって構成される。同裁判所は、二人の裁判官と三人の陪席者の出席のもとで審理し裁判する。裁判長は裁判官とする。

(2) 〔裁判官およびその職務代理は、専任の行政裁判官のための能力に関するラント法の要件を満たさなければならない。〕
裁判官およびその職務代理は、裁判官職のための能力を有していなければならない。一人の裁判官および一名の非職業裁判官ならびにその職務代理は、農地整備官庁の上級職のための能力を有していなければならない。かつ最小限度、三年間、農地整備実務に関与したことがあるべきである。ただし、これらの要件を備える適切な者がいない場合には、前段後半の要件は満たされなくてもよい。裁判官および二段に規定されている陪審者ならびにその職務代理は、農業に関して管轄権を有する最上級のラントの官庁の提案に基づいて任命され、その任期は裁判官については終身、非職業裁判官および職務代理については五年と

する。

(3) その他の陪席者およびその職務代理は、農業経営の所有者でなければならず、かつ農業経営において、特別な経験を有していなければならぬ。その任命は、ラント法に従って行なわれる。それに従って、選挙団体が形成される場合には、それは営農家および営林家から構成されなければならない。」

(3) その他の非職業裁判官およびその職務代理は、農業経営の所有者でなければならぬ。これらの者は例外として、その経営をすでに農場承継者に譲渡した場合においても任命される。これらの者は、農業経営について特別な経験を有していなければならぬ。その任命はラント法に従ってなされる。それに従って選挙団体が形成される場合には、それは営農家および営林家から構成されなければならない。

△改正理由▽

二項について、

改正は法発展への適応を意味している。ラント法の規定に代って、一九七二年四月一九日公示の新文言におけるドイツ裁判官法（連邦法律官報第一部、七一三頁）が、今日においては統一的に適用される。

三項について、

新文言は農業における構造変化を配慮し、かつ実務上の必要

に相応している。農業出身の陪席者の判決能力については、その者が農業経営の所有者として集積した農業経営に関する特別な経験が決定的に重要である。この要件は、農業承継の方法における経営の譲渡の後においてもたいてい存在する。原則として、従前通り、農業経営の所有者だけが陪席者として任命されるべきであるが、経験があるが、もはや現役ではない営農家であって、年齢および健康から考えて陪席者として適切である者を陪席者に任命することも、例外的な場合には許されるべきである。

△訳注▽非職業裁判官の原語は die ehrenamtlichen Richter である。これは陪席者として裁判官と同じ一票を有するが、実費以上の報酬を得ることはなく、職業裁判官としての資格を持たない。

第一四〇条 「農地整備裁判所の管轄権」

農地整備裁判所は、当法の執行中に生ずる行政行為の取消、拒否されもしくは中止された行政行為の告示の言渡について、および農地整備手続によって生じかつ決定の「確定力」取消不可能性の発生前に係属したすべての争訟について裁判する。ただしこの点につき行政上の権利救済手段が与えられている場合に限る。手続については、第一一八条から第一二八条が準用さ

れる。

△改正理由V

当規定の新文言は、行政裁判所令の慣用語への適応(第四二条一項)をもたらすべきである。取消不可能性という概念の導入については第六一条一段の理由参照。

第一四一条〔上級農地整備官庁への異議〕

〔(1) 農地整備官庁の行政行為の取消のさいには、訴訟の前提として、上級農地整備官庁への抗告が提起されるものとする。抗告は、ラント法によって許されている異議に代る。農地整備官庁が参加者組合の理事会の決定に対する抗告について裁決して

た場合には、一項は適用されない。抗告期間は二週間とする。第五九条二項の規定は影響を受けない。〕

(1) つぎのものは異議によって取消される。

1 上級農地整備官庁の行政行為および上級農地整備官庁のもとの農地整備官庁の行政行為。

2 農地整備官庁のもとの参加者組合の行政行為。

3 第二六条dおよび第二六条cによって監督について管轄権を有する官庁のもとの参加者組合連合会もしくは総連合会の行政行為。

異議申立期間は二週間とする。第五九条二項は影響を受けない。

い。第六〇条一項三段および四段が準用される。

〔(2) 上級農地整備官庁は、理由のある抗告を処理しなければならない。第六〇条一項三、四段が準用される。〕

(2) 各ラントは、〔評価〕価値調査の結果もしくは農地整備計画に対する異議に関する裁決のために、二人の営農家が非職業的に関与する旨を決定することができる。その選任については、第一三九条三項が準用されるものとする。この規定に該当する場合には、異議に対する決定をしなければならない官庁は、その審理および調査全体から得られた、自由な確信に従って裁判する。

〔(3) 上級農地整備官庁は、審理および調査全体から得られた自由な確信により、理由の付された決定によって裁決する。〕

〔(4) 各ラントは、評価の結果もしくは農地整備計画に対する抗告に関する上級農地整備官庁の裁決のために、二人の営農家が非職業的に関与する旨を規定することができる。その選任については、第一三九条三項が準用されるものとする。〕

〔(5) 一項二段の場合においては、農地整備官庁に関する二項ないし四項が準用される。〕

△改正理由V

新文言によって、当法による様々な異議申立の可能性が単一の規定に統合されるべきである。

第一四一条一項一段一号は、第一四一条一項一段および第一四二条一項第一段における従来の規制を行政裁判所令に適應するように結合している。同条は、上級農地整備官庁が上述の異議に関する裁決について管轄権を有する旨確認している。

一項一段二号は、参加者組合の行政行為に対する異議に關し、抹消が提案されている第一八条三項に相應して、農地整備官庁のもとの取消を規定している。

連合会および総連合会に關する監督権につき管轄権を有する官庁による当該行政行為の取消は、一項一段三号に従つてなされる。行政裁判所令の期間との相異は、第五九条二項二段の場合における異議申立期間についての第五九条二、四項のもつて述べられた農地整備手続の特別性（可能な限りの迅速という要請）から生ずる。二項一段は旧法における四項の本質的な内容を含んでいる。旧法の二項一段および三項は、行政裁判所令における相應する規定に鑑みて、不要である。旧法の五項における規制は、新法の二項二段によつて、一段によつて規定されている変更を考慮しつゝ承継されている。

第一四二条〔上級農地整備官庁の裁決の取消期間〕

(1) 上級農地整備官庁の行政行為に対する異議を規定し、もしくはあらかじめ異議を申し立てることなしに取消訴訟を許容

しているラント法の規定は影響を受けない。異議申立もしくは取消訴訟提起の期間は二週間とする。』
新(1) 訴訟は異議決定送達の後、二週間以内に提起しなければならない。

(2) 抗告決定もしくは異議決定に対しては、決定の開示もしくは送達の後二週間以内においてのみ、取消訴訟が提起される。これは、その者の抗告もしくは異議に対してなされたのではない抗告決定もしくは異議決定に關する利害關係人についても適用される。』

(2) 異議申立につき、もしくは行政行為の実行申請につき、六ヶ月以内に、第五九条二項の場合には一年以内に、實際に決定がなされなかつた場合には、訴訟は前置手続なしで許される。この場合には、訴訟の提起は、一段に規定されている期間満了からさらに三ヶ月間満了時点まで許される。

(3) 抗告もしくは異議が、六ヶ月の期間に、第五九条二項の場合には一年の期間内に、決定されない場合には、これは却下決定とみなされる。この場合には、訴訟の提起が、さらに三ヶ月の満了時点まで許される。』

(3) 第三二条および第五九条三項の場合においては、請求の趣旨はその種類、範囲および額によつて特定されている必要はない。

(4) 第三二条および第五九条二項の場合においては、訴の提起は種類、範囲および額によって、特定されている必要はない。」

△改正理由▽

行政裁判所令第一九〇条一項四号によって与えられている留保は、訴提起期間についても、さらに利用されるべきである(第一項)。これは、手続の迅速化に役立つ。順次組立てられてゆく数多くの手続区分およびこの手続区分内の多数の行政行為に鑑みて、迅速化は—行政裁判所令の場合とは違って—短期の訴提起期間によって達成されうる。これはさらに、農地整備における権利救済手段の行使期間の統一とそれによって同時に関係者にとっての法的安定性に役立つ。これとは逆に、行政裁判所令の専門用語(異議決定)が—同じく統一性という理由から—承継されるであらう。

二項は、行政裁判所令第七四条および第七五条への内容的適応を含んでいる。期間の別段の規定は、農地整備手続の特別性を配慮している。複数の関与者の利益が規則正しく相互に絞量されるが故に農地整備事件における異議の処理は、しばしば比較的長期間を必要とする、ということを考慮して、四段においては異議の却下は六ヶ月経過後初めて、そして多くの場合に特別に広範な審査を必要とする農地整備計画に対する異議の場合

には一年経過後に初めてなされる。

二項二段における—行政裁判所令第七五条に規定される訴提起期間に対して—短縮された三ヶ月の期間は、手続の迅速化に役立ち、かつ第五九条二、四項において説明されたと同様の理由により維持されるであらう。

新法の三項は、旧法の四項の規制に相応している。この規制は、農地整備手続の特質によって制約されており、かつ参加者の全経済関係に対する広範な侵害を考慮して維持されるであらう。農地整備の侵害に該当する関係者の様々な教養階層に鑑みて、一定の訴の提起は期待できない。農地整備裁判所における弁護士強制は存在しないのであるからなおさらのことである。

第一四三条〔農地整備裁判所の裁判の準備調査〕(改正されず)

農地整備裁判所の裁判長は、裁判の準備のために必要と考える調査および審理を行なう。裁判長は、裁判所の構成員に受任裁判官として当該任務を委任することができる。裁判長は農地整備官庁ならびに管轄官署の同意を得て、上級農地整備官庁の上級官吏もしくはラントの上級農業技術官吏に、調査および審理を委任し、かつその者に対し農地整備計画の変更に関する提

案を含みうる鑑定意見を求めることができる。取消された行政行為を発令した官庁ならびに当該行政行為もしくは取消された決定に従事した官吏には委任することはできない。

第一四四条 「農地整備裁判所の判決」

農地整備裁判所が訴を理由ありと考える場合には、取消された行政行為を判決によって変更し、農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁の「抗告」異議決定の全部又は一部を破棄し、かつ「抗告」異議決定が破棄される場合には、当該事件を新たな審議と裁決のために、農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁に差戻すことができる。これらの官庁は、破棄の基礎とされた判断をその裁判の基礎としなければならない。

△改正理由▽

新文言によって、行政裁判所令の専門用語が（第一三条および第五九条二、四項の改正理由参照）承継される。新文言は、それ以上に、参加者組合の行政行為および一定の場合には、農地整備官庁のもとにおける参加者組合連合会の行政行為が取消されることがあり（第一四一条一項七号および二号）、かつ上級農地整備官庁が事件を取扱うことなしに、その裁決に対して農地整備裁判所に直接に訴が提起されることがありうるということを配慮している。これらの場合には上級農地整備官庁への

差戻は無意味である。

第一四五条 「裁判長の決定による訴の棄却」（改正されず）

(1) 裁判長は、事実関係および法律関係が十分に説明されたにもかかわらず訴が明白に理由づけられない場合には、農地整備裁判所の名において、口頭弁論なしで、理由を付した決定によって棄却することができる。

(2) 関与者は、決定送達の後二週間以内に、口頭弁論を要求することができる。この権利は、決定において指示されるものとする。申請が適時になされる場合には、決定はなされなかつたものとみなす。その他の場合には、それは確定力ある判決とみなされる。

第一四六条 「第三一条および第五九条二項の場合における農地整備裁判所に関する特別規定」

第三二条および第五九条二項の場合には、次の特別規定が適用される。

1 農地整備裁判所は、関与者の申請に拘束されない。

2 農地整備裁判所は、農地整備官庁もしくは上級農地整備官庁が合目的な方法でその裁量を行なったか否かを審査しなければならない。

〔3〕農地整備裁判所は、そのもとに係属中の複数の訴訟を、共同の審理と裁判のために併合しなければならない。〕

△改正理由▽

行政裁判所令第九三条との関連で当規定は不必要である。

第一四七条〔権利救済手続の費用〕

(1) 行政裁判手続における棄却裁判については、手続によって生じた現金立替金を考慮して計画された均一額が徴収される。その他、手数料が決定されうる。

(2) 裁決の一部が棄却される場合には、取消の申立をしている関与者に、一項に従って費用の相応する部分が課される。

(3) 誰が取下げられた場合には、発生した立替金は異議を申し立てている関与者に対して課される。争訟が、主要な点において、処理された場合には、取消申立中の関与者には立替金のみの賦課が許される。

〔4〕弁護士費用もしくは他人の訴訟事件の処理が管轄官庁によって許可されている者の費用は、これが農地整備裁判所における口頭弁論の配慮のために支払われる場合に限り、支払われうる。〕

〔5〕〔4〕一項ないし三項の規定は、上級農地整備官庁における「抗告」異議手続について準用される。

△改正理由▽

三項について、

提案されている補充は、農地整備手続の特殊性から明らかとなる。これは、土地所有者は、単に所有者のためのみではなく、一般的利益のためにも、農地整備手続に服している、ということを考慮している。この考慮はすでに一項の基礎となっている。

旧四項について、

四項の現行の規制は、農地整備争訟の原告の不利益の故に、判例において、憲法上の疑念に遭遇している、四項の削除によって、弁護士もしくはその他の代理権を有する者への委任によって生じた費用の補償については、行政裁判所令の一般規定が適用になる、という結果が生ずる。削除は、すでに裁判所費用法、執行吏の費用に関する法律、弁護士に関する連邦手数料令およびその他の規定の変更に関する法律草案第四款第一九条（連邦下院の議会提出資料七／二〇一六）においても規定されている。

新四項について、

行政裁判所令への適応（第一三条および第五九条二、四項の改正理由参照）

第一四八条〔判決の執行〕(改正されず)

農地整備裁判所の判決の執行については、第一三六条および第一三七条が準用される。

第〔九〕二一章 農地整備手続の終決

第一四九条〔終結確定〕

(1) 農地整備官庁は、農地整備計画が実施され、かつ農地整備手続において考慮されなければならなかったであろう請求権がもはや関係者には帰属しないという確定によって(終結確定)手続を終結する。農地整備官庁は参加者組合の任務が終結したか否かを確定する。終結確定は公示されるものとする。終結確定に対しては、上級農地整備官庁への異議が参加者組合の理事会にも帰属する。

(2) 終結確定は、それが「確定力を有するに至り」、取消不可能となり、かつそれに対する「抗告」異議期間満了までに提起される手続再開の申請について裁決がなれた後に、参加者組合に送達されるものとする。

(3) 参加者組合への送達によって、農地整備手続は終了する。関係官庁は、終結確定の謄本を保持しなければならない。

(4) 参加者組合は、終結確定において、終了したものと宣言された時に消滅する。

△改正理由▽

行政裁判所令(第一三条第五九条二、四項の改正理由参照)および一般行政法理論(第六一条参照)への適応である。

第一五〇条〔図面およびその他の書類の保存〕(改正されず)

(1) 市町村およびその監督官庁は「次のものを」保存用として送付する。

1 新たな農地配分を証明する図面の原本

2 図面および面積が表示された新たな土地および共同かつ公共の施設の目録

3 農地整備計画の決定の集成であって、継続的に一般的意義を有し、かつ土地登記簿およびその他の公簿へは承継されないもの

4 終結確定の謄本

農地整備区域が複数の市町村にわたる場合には、農地整備官庁がその市町村を決定する。

(2) 各関係者および正当な利害を陳述する者はすべて、一項に記載した書類を閲覧することができる。

第〔一〇〕二二章 農地整備処分終了後の参加者組合

第一五一条〔参加者組合の任務と代理〕

参加者組合は、農地整備手続の終了後においても参加者組合の任務、とりわけ消費貸借契約から生ずる義務が履行されるべき場合には、公法上の団体として存続する。第一四九条による終結確定（の確定力発生とともに）が、取消不可能となるとともに、参加者組合の代理行為およびその事務の管理は、農地整備官庁によって、市町村官庁に委任される。農地整備官庁の監督権限は、市町村官庁に移行する。

△改正理由▽

第六一条一段の改正理由参照。

第一五二条 「参加者組合の収入の配分」（改正されず）

参加者組合の収入の配分については、第一九条一項が準用される。配分は、収入が参加者組合の債務の弁済のために必要でなくなるか、または配分が不均衡な費用であることもしくは他の理由により非合目的ではないと思われる限りにおいてのみ、なされる。

第一五三条 「参加者組合の解散」

(1) 「市町村監督」農地整備官庁は、参加者組合の任務が達成された場合には、これを解散しなければならない。これは、農地整備官庁の監督権限が市町村監督官庁に委譲されている場合

に、（第一五一条）市町村監督官庁につき準用される。解散は公示されるものとする。

(2) 一九五四年八月一日の農地整備法施行法（バイエルン法令官報一六五頁）によって改正されている。一九三二年二月一日の文言におけるバイエルン農地整備法（自由国家バイエルンの法令集七三頁）によっていまだ存続している農地整備組合は、その事業が終了し、かつその任務が達成されたときに、理事会の決定によって解散されうる。

△訳注▽一項の修正は、食糧・農林委（下院）にて追加。二項は形式的修正。

第（一）一三章 完了および経過規定

第一五四条 「秩序違反、没収」

(1) 第三四条一項二、三号もしくは第八五条五号に違反する者は、秩序違反とする。

(2) 秩序違反は罰金をもって処罰されうる。

(3) 「一九五二年三月二五日の秩序違反に関する法律（連邦法律官報第一部一七七頁）第一七条から第二六条までによる没収が許される。」違反に関連する目的物件も没収することができる。

第一五五条 「従来の規定の廃止」

——略——

第一五六条 「係属中の手続に関する規定」

農地整備計画もしくはこれと同等の文書によって開始された係属中の手続には、本法は適用されない。ただしラントの立法が別段の定めを有する場合はこの限りではない。バイエルン農地整備法（第一五五条一項）に従って開始された手続は、従来の法に従って最後まで実施される。その他、当法施行前から存在する官庁および裁判官署 Spruchstelle の命令、確定および裁判的効力は、従来の法に従って判断されるものとする。係属中の権利救済手続は、本法により管轄権を有する官署へ移行する。

第一五七条 「隣接ラントの不動産へのラントの規定の適用」

不動産が隣接するラントの農地整備区域もしくは整理統合区域に編入される場合（第三条三項二段）には、本法の授權に基づいて公布されるラントの規定が前記の不動産にも適用される。

第一五八条 「農地整備法のベルリンへの適用」

本法は、一九七一年八月三〇日の財政適応法（連邦法律官報第一部一四二六頁）によって修正された。一九五二年一月四日の第三次導入法第一三条一項の基準に従って（連邦法律官報第

一部一頁）ベルリンへも適用される。第一三八条二項二段の規定はベルリンにおいても適用される。

第一五九条 「効力発生時期」

本法は公布の翌月一日から効力を生ずる。

〔後記〕 一九五三年の農地整備法については、殿村又一著「西独逸における農地整備法の研究」（農村計画研究会、一九五六年刊）がある。翻訳にさいして参照させていただいたが、多くの点で翻訳上の意見を異にしている。

なお、改正理由総則中の自然の保護・育成に関する法律案はすでに可決成立している。